

第3次知立市
**地域福祉計画・
地域福祉活動計画**

[2022年度～2026年度]

2022年3月
知立市
知立市社会福祉協議会

ご あ い さ つ



このたび、今後の知立市の地域福祉の推進の方向性を示す「第3次知立市地域福祉計画」の策定を行いました。

地域福祉計画に関しましては、平成29年に策定しました第2次計画より、知立市地域福祉計画・地域福祉活動計画として知立市社会福祉協議会の活動計画との一体的な策定を行い、相互の連携をより密にして、地域の皆さまとともに、地域福祉を推進してまいりました。

しかしながら、今日においては少子高齢化や核家族化の進行、生活や価値観の変化、さらには新型コロナウイルス感染症の影響による外出や交流機会の減少により社会的孤立や生活困窮といった従来の福祉サービスのみでは対応できない複雑な課題を抱える方も増加しております。

そうした状況を踏まえ、「第3次知立市地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、地域福祉を推進させ誰一人取り残さない地域社会を目指すため、基本理念である「知立市民みんなで“つくりあげる”地域福祉」のもと「地域福祉を育む意識づくり」「みんなで支えあう地域づくり」「必要な支援につながる仕組みづくり」の3つを基本目標に掲げ、それぞれの地域の実情に合わせた地域づくりや包括的な相談支援体制の整備に取り組んでまいります。

また、地域福祉の推進のためには地域の皆さまと連携しながら地域力の向上を図っていくことが不可欠です。地域の皆さまが中心となりつつ、市や社協も地域とともに課題を解決していく、ともに歩みを進められる体制を整え、支援してまいります。

みんなで“つくりあげる”地域福祉のため、皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

結びにあたりまして、計画の策定にあたりまして、熱心に協議を重ね、ご意見を賜りました知立市地域福祉計画策定委員会の皆さまをはじめ、ヒアリングやアンケートにご協力いただきました各団体、市民の皆さまに、心よりお礼申し上げます。

令和4年3月

知立市長
林 郁夫

ご あ い さ つ



日頃から知立市社会福祉協議会の諸事業に格別のご支援ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年、地域におけるコミュニティの希薄化が強く叫ばれています。特にここ2年ほどは新型コロナウイルス感染症のまん延により今までのような関係を保っていくことが一層困難な状況です。

こうしたことから社会的孤立を招き、自殺、虐待、貧困などさまざまな社会問題が生じていますし、高齢化が急速に進んでいることから介護の必要な人も増加しています。

また、高齢者だけの世帯では買い物難民と言われる人も増えています。行政では多くの福祉施策が実施されていますが、その恩恵から漏れてしまうなど制度の狭間にある人もいます。

社会福祉協議会では、全ての人が住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていけるよう諸事業を展開しています。今後も誰一人取り残すことなくみんなが幸せに暮らすことができるよう、この度策定した「第3次知立市福祉計画・地域福祉活動計画」に沿って一層福祉を推進してまいります。

市民の皆様におかれましては、この計画の推進、実行について今まで同様ご理解とご協力をお願いいたします。

最後にこの計画を策定するにあたりご尽力をいただきました知立市福祉計画策定委員会及び関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

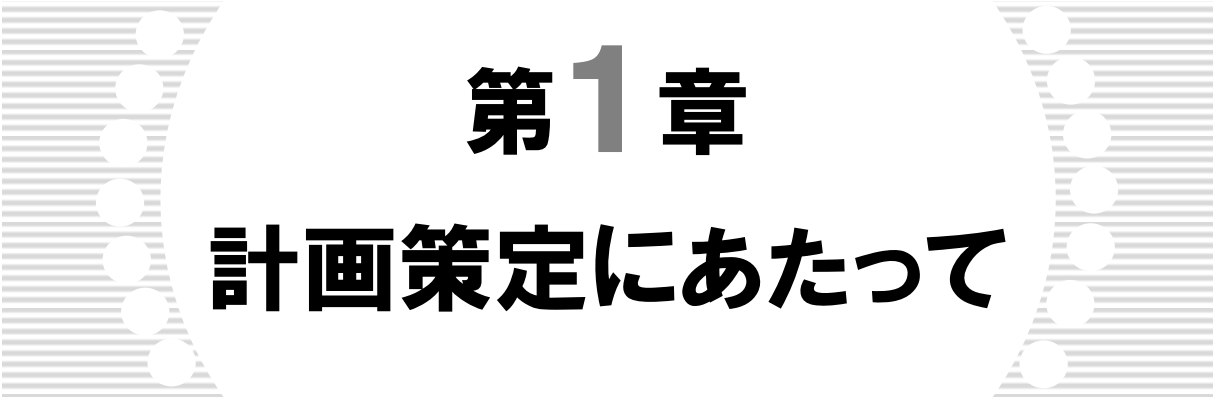
令和4年3月

社会福祉法人 知立市社会福祉協議会

会長 竹本 有基

【目 次】

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 地域福祉とは.....	2
2 策定の背景.....	4
3 計画の位置づけ.....	5
4 計画の期間.....	8
5 計画の策定体制.....	9
6 計画の推進にあたって.....	10
第2章 現状と課題.....	11
1 統計等からみる知立市の現状.....	12
2 アンケートからみる知立市の現状.....	21
3 ヒアリングからみる知立市の現状.....	24
4 第2次計画の評価.....	25
第3章 計画の基本的な方向.....	29
1 基本理念.....	30
2 基本目標.....	31
3 重点取組.....	32
4 施策体系.....	33
第4章 基本計画.....	34
基本目標1 地域福祉を育む意識づくり.....	35
基本目標2 みんなで支えあう地域づくり.....	38
基本目標3 必要な支援につながる仕組みづくり.....	43
第5章 資料編.....	50
1 策定の経過.....	51
2 知立市附属機関の設置に関する条例.....	52
3 知立市地域福祉計画策定委員名簿.....	58



第1章

計画策定にあたって

1 地域福祉とは

地域福祉とはなんでしょう？

「福祉」と聞くと、何を思い浮かべるでしょうか。介護や子育て、障がい者を支援するサービス、それらに関わる仕事などを連想する人も多いかと思います。自分が当事者でなかったり、当事者と関わることがなく、自宅と仕事や学校の行き来のみで生活している人にはあまり身近に感じられないかもしれません。



しかし、福祉とは元来「幸福」や「生活への充足感」「豊かさ」を意味し、誰にとっても身近なものです。そのなかでも、身近な地域で、市民や福祉に関わる専門家や団体・ボランティアなどが協力し、だれもが安心して生活できるよう、地域の課題に取り組み、解決していくことを「地域福祉」といいます。地域福祉は、子育てや高齢、障がいなどで福祉的なサービスが必要となっても、誇りをもって、まちの一員として普通の生活を送ることができることを目的としています。

福祉＝「幸福」「生活への充足感」「豊かさ」

➡ **地域福祉＝地域でみんなが協力して、誰もが安心して生活できるようにすること**



つまり… **だれにとっても身近で、関わりのあるもの！**



地域福祉の主体は「わたし」

地域福祉の主体となるのは地域と関わる全ての人です。福祉的なサービスを提供する行政や民間の事業所はもちろんですが、地域の市民同士が助け合い・支え合うことが地域福祉を進めるうえで何より重要です。

子どもたちが安心して登下校できるように見守りをする。

足が不自由な近所のおばあちゃんのためにゴミ出しをする。

まちで困っている車いすの人にちょっとした手助けをする。

地域のイベントに参加し、地域のさまざまな世代の人と交流すること。

ちょっとした気づきや行動、地域のつながりを深めることが地域福祉を進める力になります。



(参考：「全国社会福祉協議会」「全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会 / 全国ボランティア・市民活動振興センター」ホームページ)

「自助」「互助」「共助」「公助」で進める地域福祉

地域福祉を進めていくにあたり鍵となるのは、「自助」「互助」「共助」「公助」がそれぞれ役割を果たし、機能していくことです。それぞれの考え方や役割は以下の通りとなっています。

●自分のことを自分でする ●自らの健康管理 ●民間サービスの利用 等	●地域での日頃の声かけや見守り ●ボランティア活動 ●地域団体の活動 等
●介護保険の活用 ●医療保険の活用 等	●高齢者福祉事業 ●人権擁護・虐待対策 ●生活保護 等

2 策定の背景

認知症が進み一人で暮らしていくことが困難なひとり暮らし高齢者、子育ての悩みを相談できず子どもを虐待してしまう保護者、大地震発生時に自力で避難することができない高齢者、障がい者、妊婦、外国人市民など、近年、さまざまな課題を抱える人々を地域でどう支えていくかが社会問題として顕在化しています。

近年では支援が必要でありながら福祉サービスにつながらない方や一つの世帯に複数の問題が存在している世帯のように従来の福祉サービスだけでは対応しきれない生活課題が増加しており、行政だけでなく市民や社会福祉協議会、ボランティア、NPO法人などの市民活動団体が連携、協力して対応することも求められています。

国では、2000年の介護保険法の制定以降、子育てや高齢者、障がい者など、分野ごとに公的な福祉サービスの整備を進めてきました。その一方で、少子高齢化の進行や、核家族の増加、人々の価値観や生活スタイルの変化により、地域のつながりは希薄化しているといわれています。

他方で、仕事以外での生きがいや役割を求めたボランティア活動への興味・関心の高まりや、社会的な課題の解決を事業目的とするソーシャルビジネス※やコミュニティビジネス※の興隆など、地域や社会との関わりを自ら求める人も増えています。

こういった現状を踏まえ、現行の仕組みでは対応しきれない多様な福祉課題に対応するため、制度・分野ごとの縦割りや支援「する人」「される人」という関係を超えて地域住民や団体など多様な主体が我が事として参画し、人與人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、支えあい、助け合う地域をともにつくっていく「地域共生社会」の実現を目指していく必要があります。

本市では、2012年に、行政が「知立市地域福祉計画」を、知立市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が「知立市地域福祉活動計画」を策定し、「地域の絆でつくる ^{ともだち} 知立の輪・^わ和・^わ環」を基本理念として地域福祉の充実を図ってきました。

2017年には市の地域福祉計画と社協の地域福祉活動計画の連携をさらに強めて課題と取り組みを共有するため、両計画を一体的に策定し、「第2次知立市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、基本理念を「知立市民みんなで“つくりあげる”地域福祉」とし、さらなる地域福祉の充実を図ってきました。一方で、上述した現状・課題に鑑み、行政の関係課や事業所、地域のさまざまな団体やボランティア、市民が連携し、地域で手助けを必要としている人を適切な支援に結びつけることが求められています。

「第3次知立市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）は、これらの状況を踏まえ、今後の本市や社協における地域福祉の方向性や重点的に取り組む課題等を示すために策定したものです。本計画の策定を契機とし、地域でさまざまな人が一層連携し、市民だれもが住みよいまちをめざします。

※ソーシャルビジネス：地域社会の多種多様な課題解決に向けて、住民、NPO、企業などが協力しながらビジネスの手法を活用して取り組みを行うこと。

※コミュニティビジネス：地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取り組み。ソーシャルビジネスが社会的課題全般の解決を目指すのに対し、コミュニティビジネスは地域的な課題に特に着目する。

3 計画の位置づけ

1 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」

(1) 一体的な策定について

本計画では、行政と社協が連携を強化し、地域福祉に関わるさまざまな支援や基盤づくりを同じ方向性でより効果的に推進するため、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

(2) 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第 107 条を根拠とし、市町村が策定する計画です。本市の地域福祉を推進するうえで基礎となる理念や仕組みを示す基本計画であり、すべての市民が豊かで住みよい地域コミュニティ※を育み、安心して暮らせる社会をつくることを目的とした計画です。

※地域コミュニティ：地域に住む人と人のつながり。地域住民が主体となり、地域づくりに関する活動をしていく団体・組織（集団）のこと。

■社会福祉法の抜粋

社会福祉法第 107 条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(3) 地域福祉活動計画とは

「地域福祉活動計画」とは、社協が策定する自主的な福祉活動を中心とした行動計画です。社協は、社会福祉法第 109 条を根拠とし、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されています。「地域福祉計画」に基づき、社協が市民や社会福祉に関わる人や団体とともに、地域福祉を推進することを目的とした計画です。

2 他計画との関連性

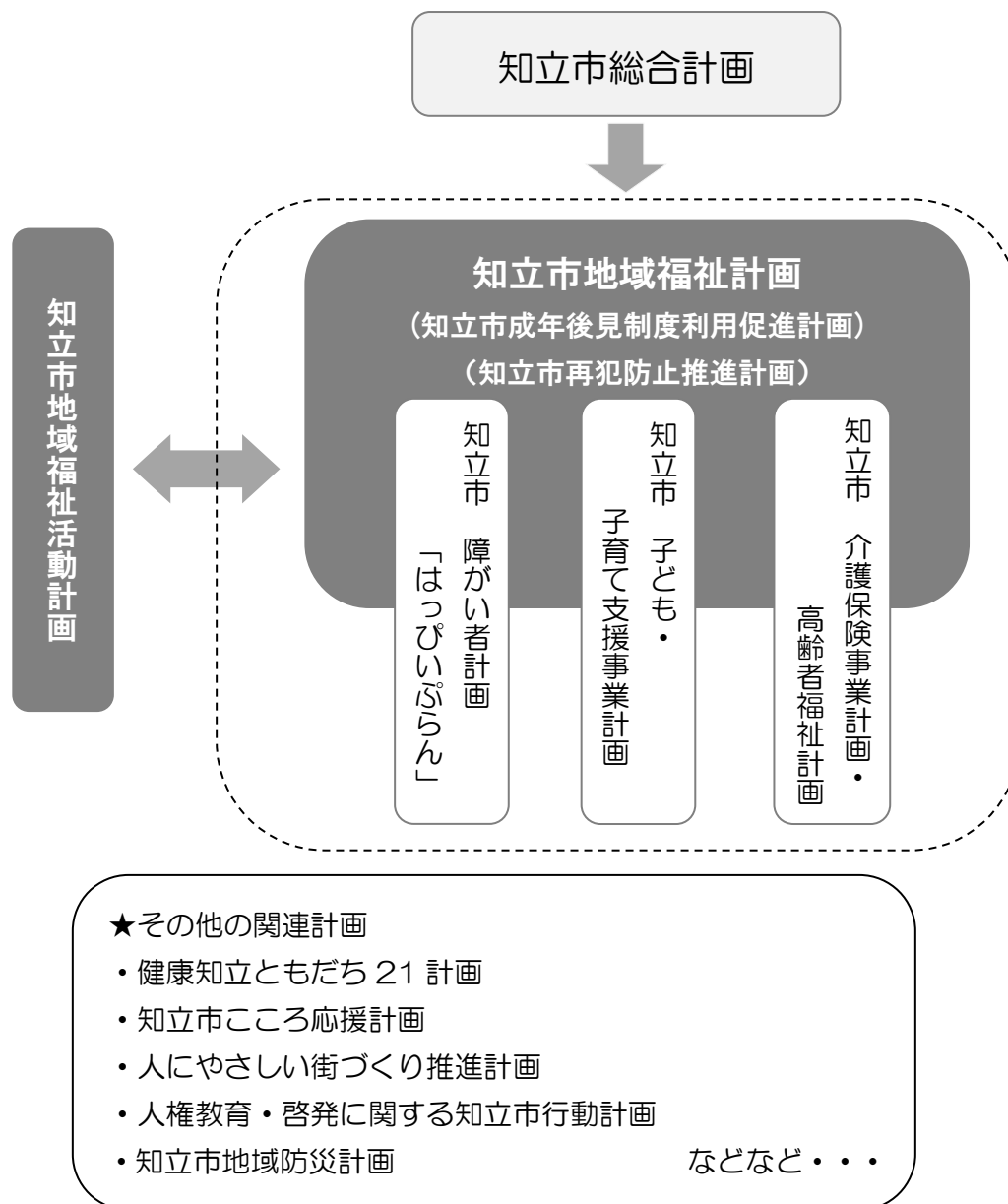
本計画は、本市の最上位計画である「知立市総合計画」の方向性に基づき、策定します。また、社会福祉法の改正により、地域福祉計画が福祉の各分野の上位計画となったことも踏まえ、高齢者や障がい者、児童、生活困窮者※に関する福祉諸計画・施策の「総合化」を図る観点から、分野別の計画に横串をさし、それぞれ縦割りの計画・施策を総合的かつ包括的に推進していくための計画として策定します。

なお、本計画は成年後見制度※の利用の促進に関する法律第 14 条に規定している市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（成年後見制度利用促進計画）及び再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条に規定している市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（再犯防止推進計画）と一体的に策定しています。

※生活困窮者：現在生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性のある者で、自立が見込まれる者。

※成年後見制度：認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人を保護し、支援するため、代理人を立てて契約を行ったり、またはそれを取り消したりできるようにする制度のこと。

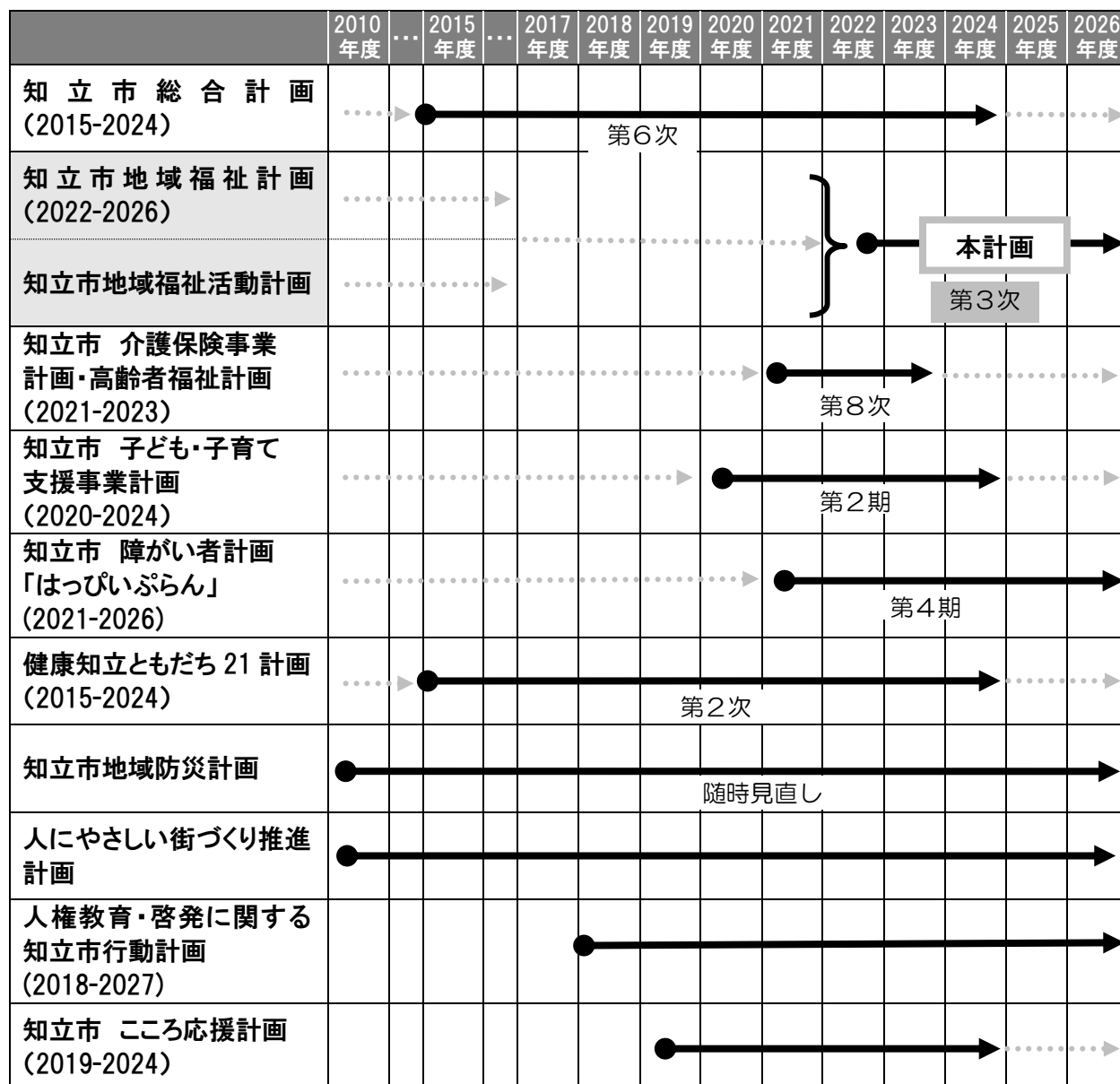
■「知立市地域福祉計画」「知立市地域福祉活動計画」と他計画との関連性



4 計画の期間

本計画の期間は、2022 年度から 2026 年度までの5年間とします。

なお、本市を取り巻く状況や経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても必要な見直しを行うこととします。



5 計画の策定体制

1 アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、市民や地域福祉活動に従事している市民の意見を把握するため、市民（20 歳以上）、地域福祉活動主体者を対象にアンケート調査を実施しました。

2 関係機関ヒアリング調査の実施

本計画の策定にあたり、相談支援事業の実態を把握するため、各種相談支援事業を実施する事業者等を対象に、ヒアリングシートの記入・聞き取りによるヒアリング調査を実施しました。

3 庁内ヒアリングの実施

本計画の策定にあたり、各課で実施している事業や連携の状況を把握するため、ヒアリングシートの記入・聞き取りによる庁内ヒアリングを実施しました。

4 地域福祉計画策定部会の開催

本計画の策定にあたり、地域福祉に関して一体的に取り組む庁内体制をつくるため、各関係課が一堂に会する「地域福祉計画検討部会」を開催しました。

5 地域福祉計画策定委員会の開催

本計画の策定にあたり、本市の地域福祉に関わる組織・団体や有識者の専門的な視点を取り入れるため、「地域福祉計画策定委員会」を開催しました。

6 パブリック・コメントの実施

本計画の策定にあたり、広く市民の意見・提案を計画に反映するため、「第3次知立市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）」を本市のホームページ等に公表し、パブリック・コメントを実施しました。

6 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

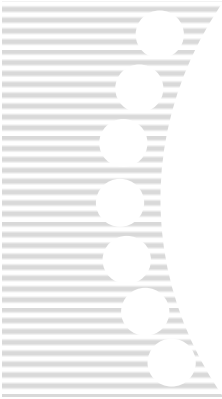
本計画の推進にあたっては、行政や社協の取り組みだけでなく、市民や地域活動団体、ボランティア・市民活動団体の活動が重要です。それぞれの主体の役割を意識しながら、協働して計画を推進します。

また、地域力の向上と効果的な計画推進のため、それぞれの地域で会議を開催し、地域の多様な主体間での現状・課題の共有や主体的な地域活動を支援します。

2 計画の進行管理・評価

本計画の検証・評価にあたっては、随時、進捗状況の確認、改善点の検討を行います。

また、社会情勢等の変化によっては、必要に応じて本計画の見直しを行います。



第2章

現状と課題



1 統計等からみる知立市の現状

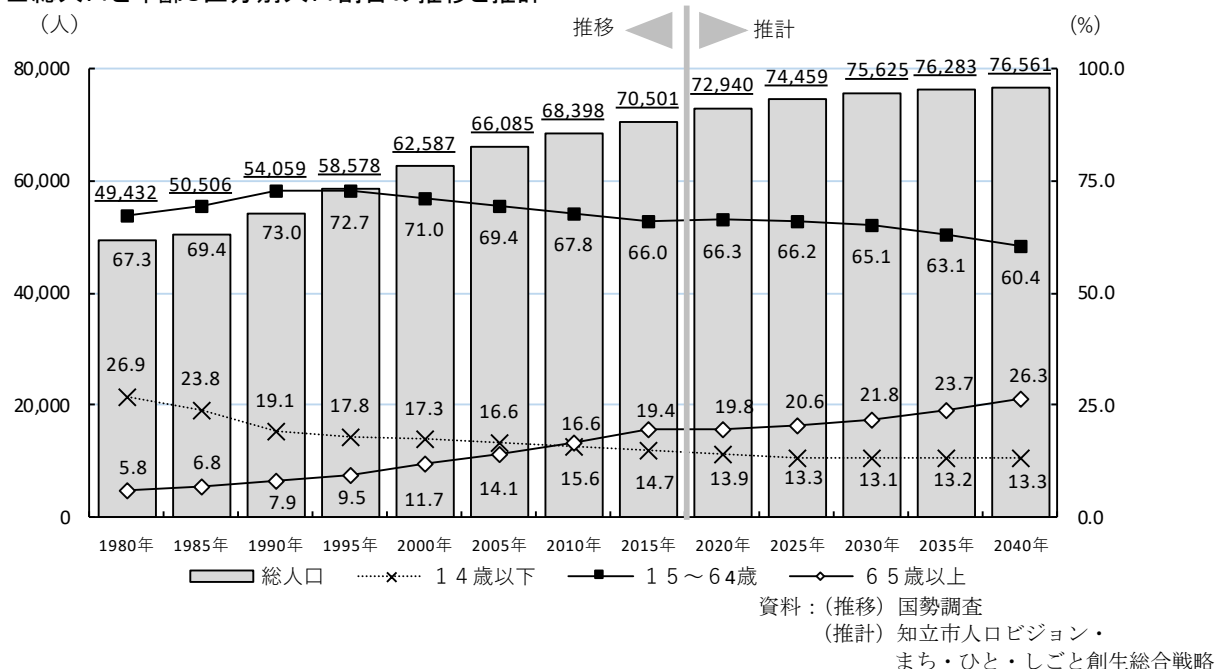
1 知立市の人口の状況

本市の総人口は年々増加しています。

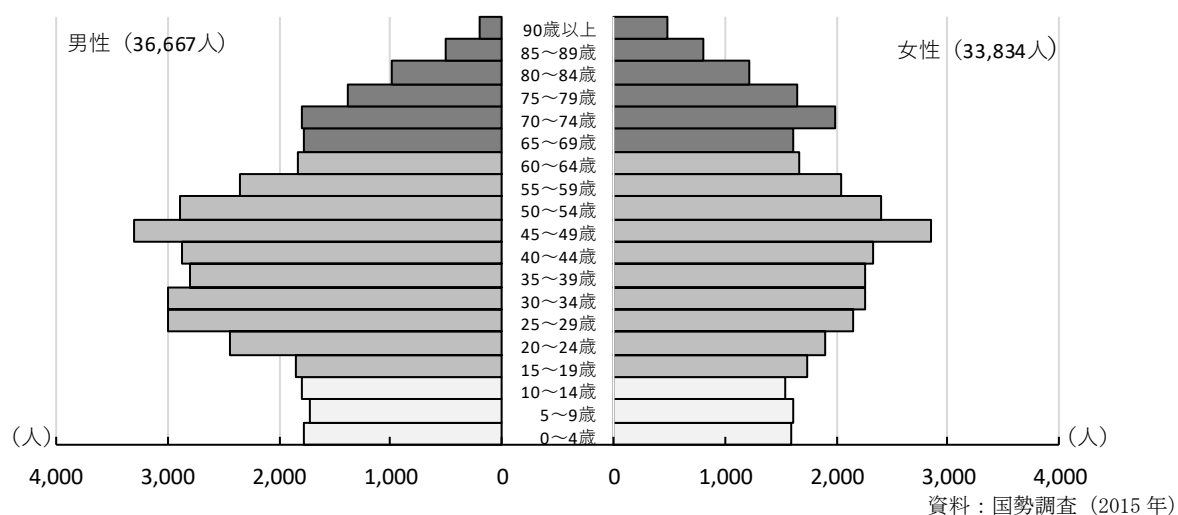
高齢者人口（65 歳以上）割合は増加し続ける一方、生産年齢人口（15～64 歳）、年少人口（14 歳以下）割合は減少しており、この傾向は今後の推計でも継続することが見込まれています。

人口ピラミッドをみると、20～40 歳代の男性が、同じ年齢層の女性と比べて多くなっています。（20～40 歳代の男性 45.4%、女性 40.3%）

■総人口と年齢3区分別人口割合の推移と推計

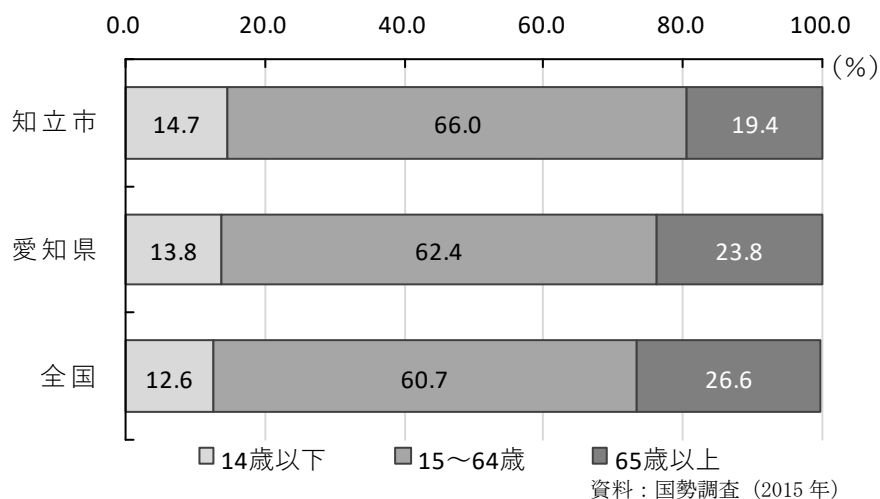


■人口ピラミッド（2015 年）



本市と愛知県、全国の年齢3区分別人口割合を比較すると、本市は生産年齢人口割合が高く、高齢者人口割合が低くなっています。

■愛知県、全国との年齢3区分別人口割合の比較（2015年）



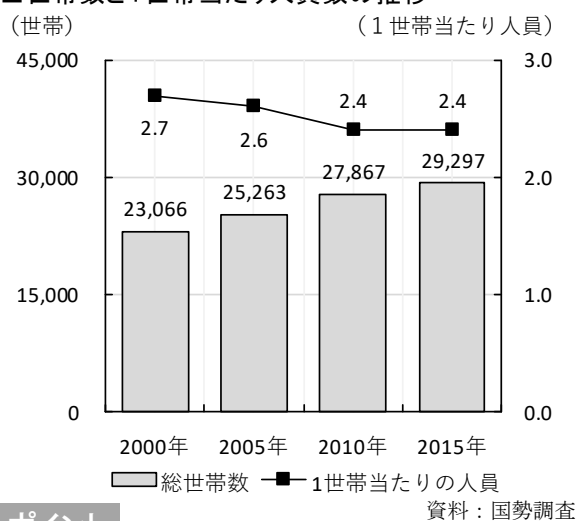
ポイント

- 働き盛り世代や子育て世代にあたる男性人口の割合が高い。
- 今後、少子高齢化が進む。

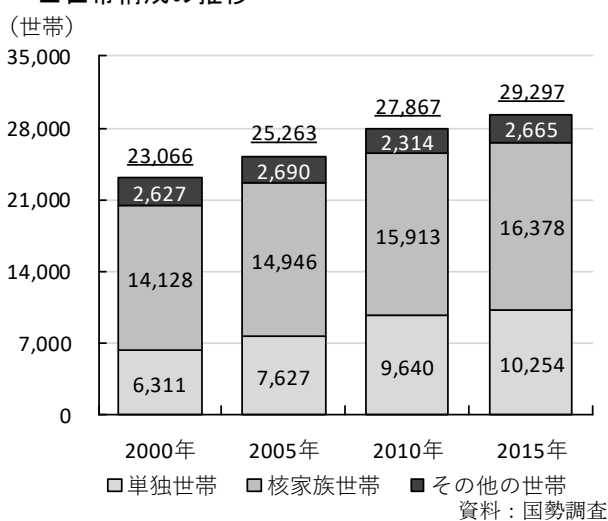
2 知立市の世帯の状況

本市の総世帯数は年々増加していますが、1世帯当たり人員数は減少しています。世帯構成の推移をみると、単独世帯数、核家族世帯数は年々増加しています。

■世帯数と1世帯当たり人員数の推移



■世帯構成の推移



ポイント

- 総世帯数は増加しているが、1世帯当たりの人員数は減少している。

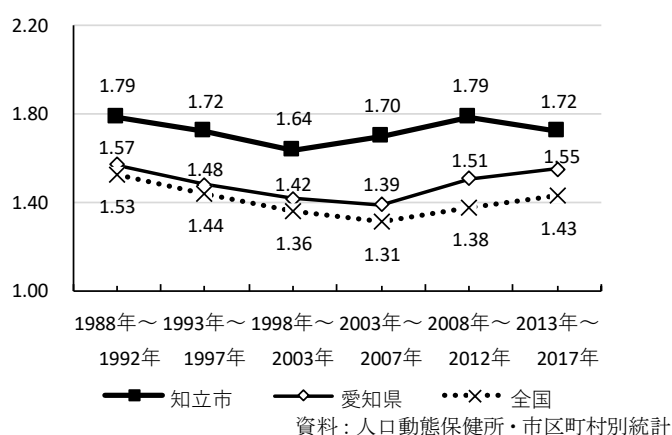
3 知立市の出産・子ども・子育ての状況

合計特殊出生率※は、概ね 1.7 前後で推移しています。この数値は愛知県や全国と比較して高い数値となっています。

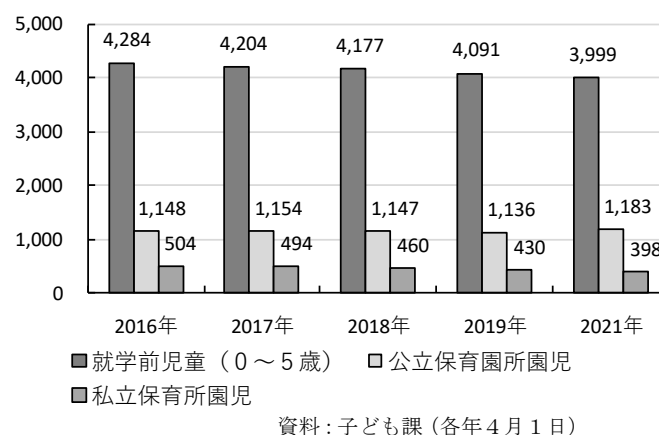
就学前児童数は減少していますが、保育所に通う児童数は、横ばい傾向にあります。

母子・父子世帯数と児童扶養手当受給者数は、減少傾向となっています。

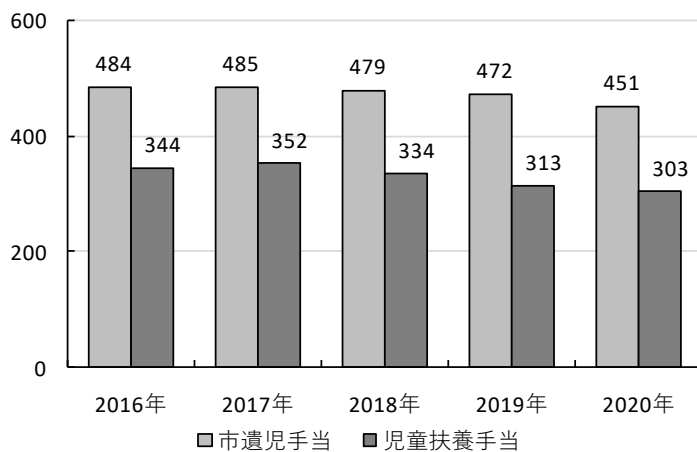
■ 合計特殊出生率の推移



■ 就学前児童数と公立・私立保育所園児数の推移 (人)



■ 市遺児手当受給者数と児童扶養手当受給者数の推移 (人)



ポイント

- 合計特殊出生率は愛知県や全国より高くなっている。
- 子どもの数は減少しているが、保育所に通う児童は横ばいの傾向にある。
- 市遺児手当受給者数、児童扶養手当受給者数は減少している。

※合計特殊出生率：その年次の 15 歳～49 歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。

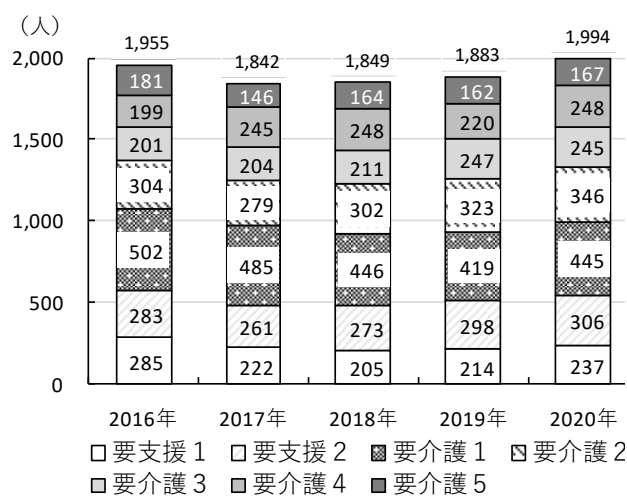
4 知立市の高齢者の状況

要支援・要介護認定者数は、2020年度に増加傾向となっており、高齢者人口に対する割合も同様に2020年度に増加傾向となっています。

前期（65～74歳）・後期（75歳以上）高齢者人口割合の推移・推計は、2020年に後期高齢者が前期高齢者の割合を上回り、以降も後期高齢者の割合が増加していくことが見込まれています。

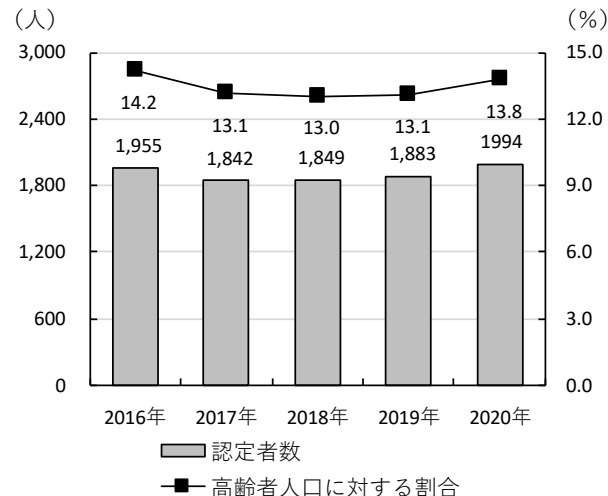
高齢者世帯数は、高齢単独世帯数、高齢夫婦世帯数いずれも年々増加しています。

■要支援・要介護認定者数の推移



資料：厚生労働省（各年10月1日）

■要支援・要介護認定者数と高齢者人口に対する割合の推移

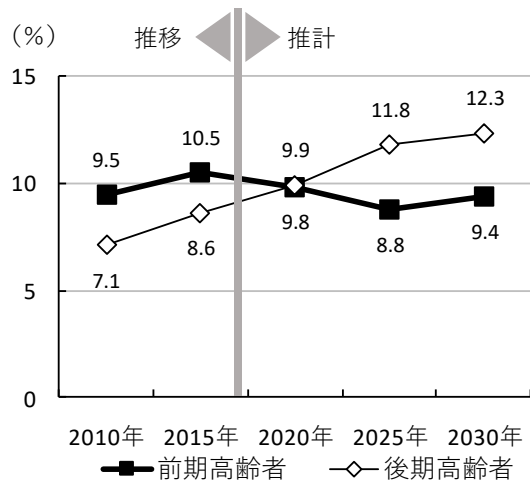


資料：【認定者数】厚生労働省（各年10月1日）

【高齢者人口に対する割合】

認定者数と住民基本台帳（各年10月1日）により算出

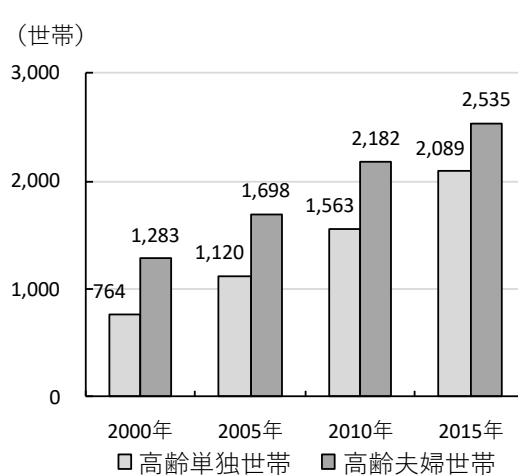
■前期・後期高齢者人口割合の推移・推計



資料：（推移）国勢調査

（推計）第2期知立市まち・ひと・しごと創生総合戦略

■高齢者世帯数の推移



資料：国勢調査

ポイント

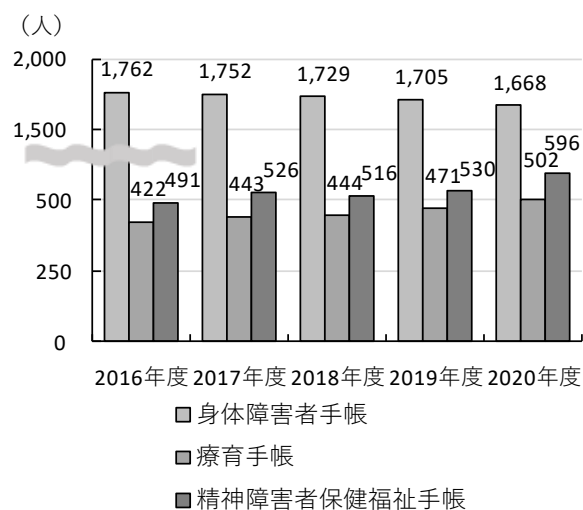
- 高齢者人口に対する要支援・要介護認定者数の割合は2020年度に増加傾向となっている。
- 後期高齢者の人口割合が増加している。
- 高齢者のみの世帯数が増加している。

5 知立市の障がい者の状況

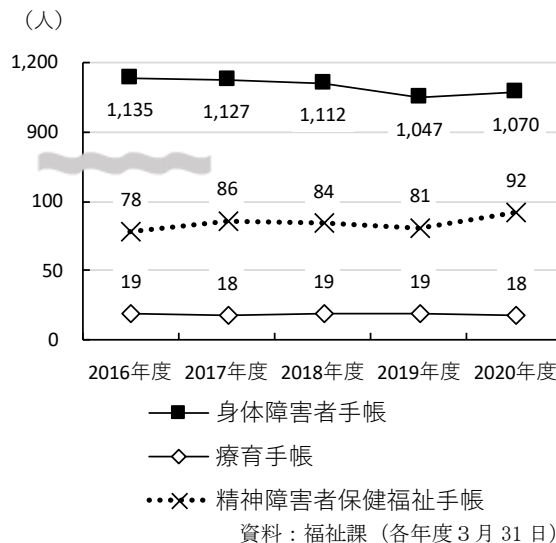
障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳は減少傾向ですが、療育手帳（知的障がい者が取得する手帳）、精神障害者保健福祉手帳は増加傾向です。また、65 歳以上の障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳は減少傾向、それ以外の手帳はほぼ横ばいとなっています。

等級別にみると、身体障害者手帳所持者は 1 級、療育手帳所持者は C 判定、精神障害者保健福祉手帳所持者は 2 級の割合が高くなっています。

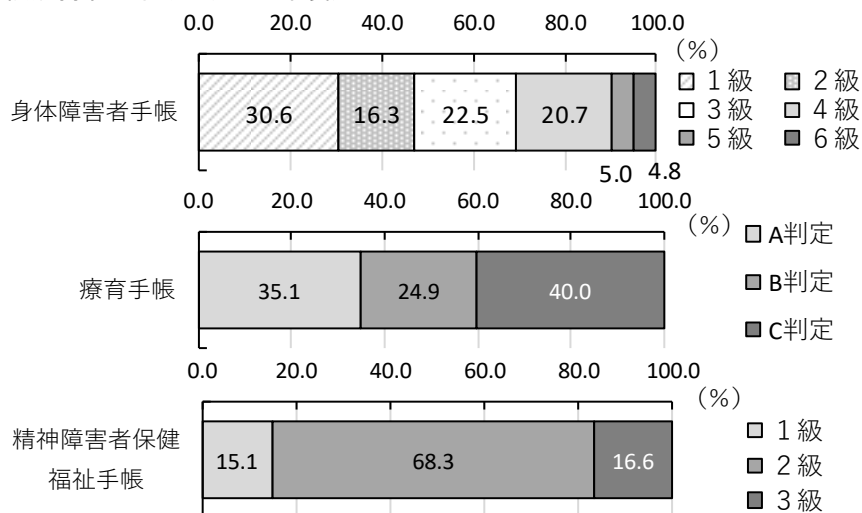
■障害者手帳所持者数の推移



■65 歳以上の障害者手帳所持者数の推移



■等級別障害者手帳所持者の状況（2020 年度）



ポイント

- 身体障害者手帳の所持者数は減少傾向となっているが、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向となっている。
- 身体障害者手帳所持者は重度、療育手帳所持者は軽度、精神障害者保健福祉手帳所持者は中度の割合が高い。

6 知立市の外国人の状況

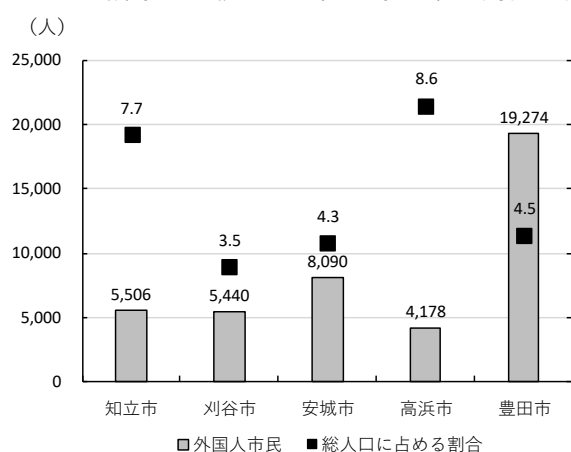
本市は、総人口に占める外国人市民の割合 7.7%となっており、近隣市と比較して高くなっています。

外国人市民は、人口数、総人口に対する割合ともに増加傾向となっています。

国籍別にみると、ブラジル国籍が48.3%と多くを占めています。

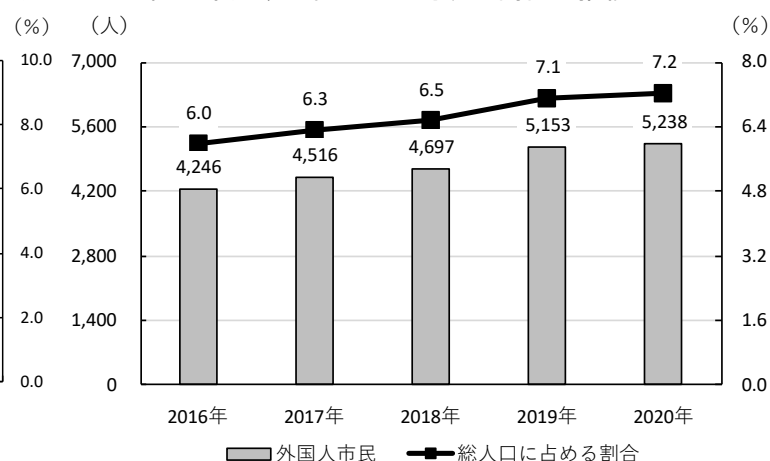
日本語教育が必要な児童生徒数は近年まで増加傾向となっています。

■近隣市と比較した外国人市民数と割合の状況



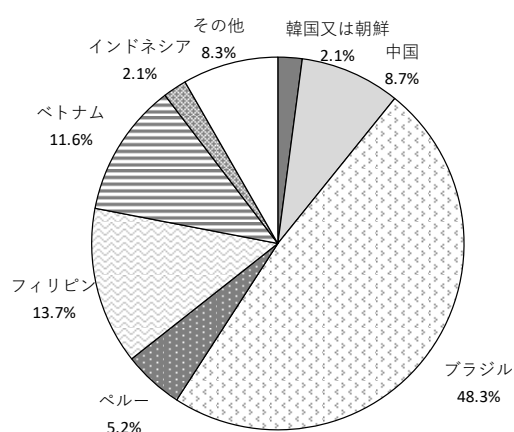
資料：法務省「在留外国人統計」（2019年12月末）
（総人口は、愛知県統計課「あいちの人口」
総人口（2020年1月1日）

■外国人市民数と総人口に対する割合の推移



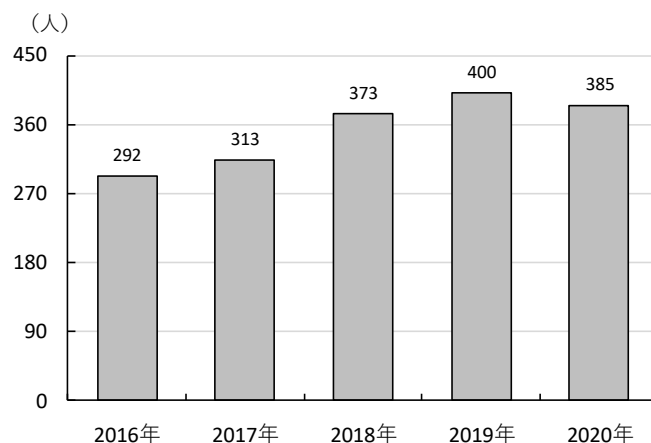
資料：住民基本台帳（各年4月1日）より算出

■国籍別外国人市民割合の状況



資料：市民課（2020年4月1日）

■日本語教育が必要な児童生徒数の推移



資料：学校教育課（各年5月1日）

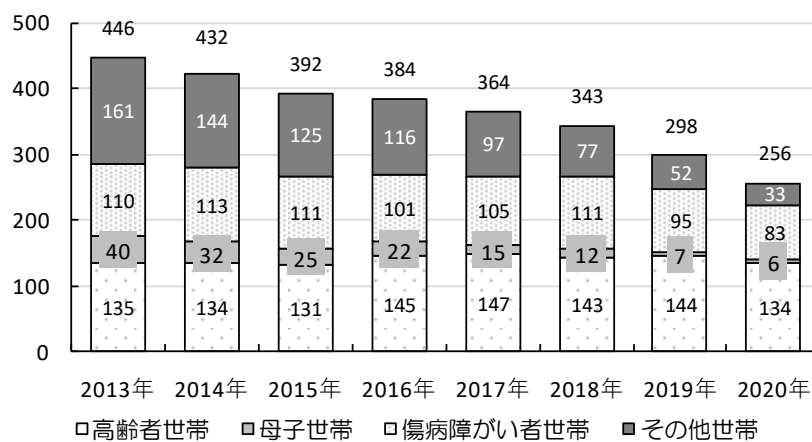
ポイント

- 外国人市民の割合が高くなっており、外国人市民の数も増加している。
- 中南米やアジア圏をはじめ、多様な国籍の外国人市民が暮らしている

7 知立市の生活困窮者の状況

被生活保護世帯数は、減少傾向となっています。母子世帯、傷病障がい者世帯、その他世帯は減少傾向となっており、高齢者世帯はほぼ横ばいとなっています。

■被生活保護世帯数の推移
(世帯)



ポイント

- 被生活保護世帯数は近年、減少している。
- 属性別では母子世帯、傷病障がい世帯、その他世帯における保護世帯数が減少傾向となっている。

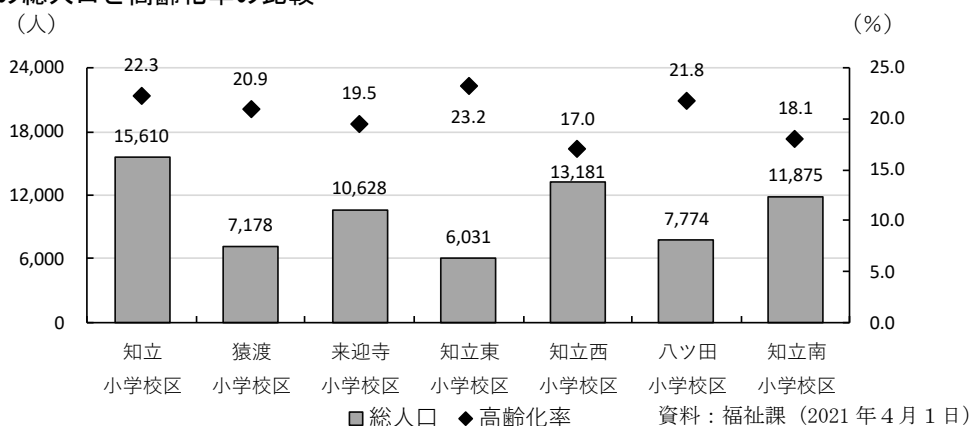
8 知立市の地区ごとの状況

小学校区ごとの総人口は、知立小学校区が最も高く、知立東小学校区が最も低くなっています。高齢化率は知立東小学校区、知立小学校区、八ツ田小学校区の順で高くなっています。

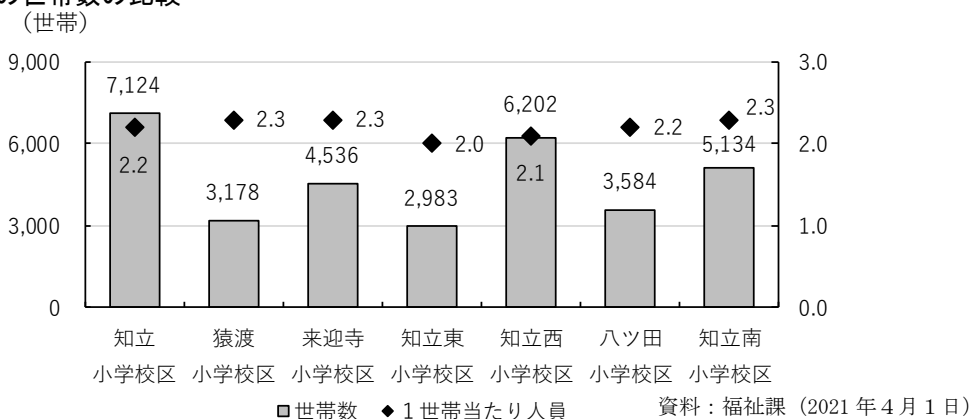
小学校区ごとの世帯数は、総人口と同じ傾向となっていますが、1世帯当たりの人員数は猿渡小学校区、来迎寺小学校区、知立南小学校区が最も高く、知立東小学校区が最も低くなっています。

町別外国人市民数と総人口に対する割合は、市全体と比較して昭和地区が飛びぬけて高くなっています。

■地区ごとの総人口と高齢化率の比較



■地区ごとの世帯数の比較



■町別外国人市民数と総人口に対する割合

町名	外国人市民数	割合	町名	外国人市民数	割合	町名	外国人市民数	割合	町名	外国人市民数	割合
長篠町	52人	3.3%	宝町	38人	10.2%	堀切	29人	5.8%	弘法町	8人	0.6%
東長篠	13人	4.7%	宝	22人	1.3%	広見	51人	5.4%	弘法	6人	1.2%
山屋敷町	123人	3.3%	西町	165人	5.3%	東栄	48人	5.6%	西中町	31人	2.2%
山町	110人	4.3%	西	66人	11.9%	新池	108人	6.7%	新林町	163人	2.9%
中山町	21人	3.8%	逢妻町	166人	7.0%	牛田	31人	7.2%	谷田町	142人	2.9%
内幸町	56人	4.6%	西丘町	25人	7.6%	南陽	89人	4.5%	八ツ田町	125人	4.7%
新地町	6人	1.5%	池端	23人	2.9%	昭和	2,715人	43.3%	牛田町	292人	6.0%
南新地	76人	5.4%	弘栄	3人	0.7%	鳥居	44人	2.9%	八橋町	161人	2.9%
中町	21人	3.4%	栄	3人	0.9%	上重原町	42人	1.5%	来迎寺町	19人	1.9%
本町	13人	3.9%	新富	17人	7.4%	上重原	48人	3.3%	合計	5,263人	7.3%
桜木町	51人	5.1%	長田	25人	3.5%	東上重原	16人	1.1%			

ポイント

- 高齢世帯の状況や外国人市民の割合など、地区ごとに特徴がある。

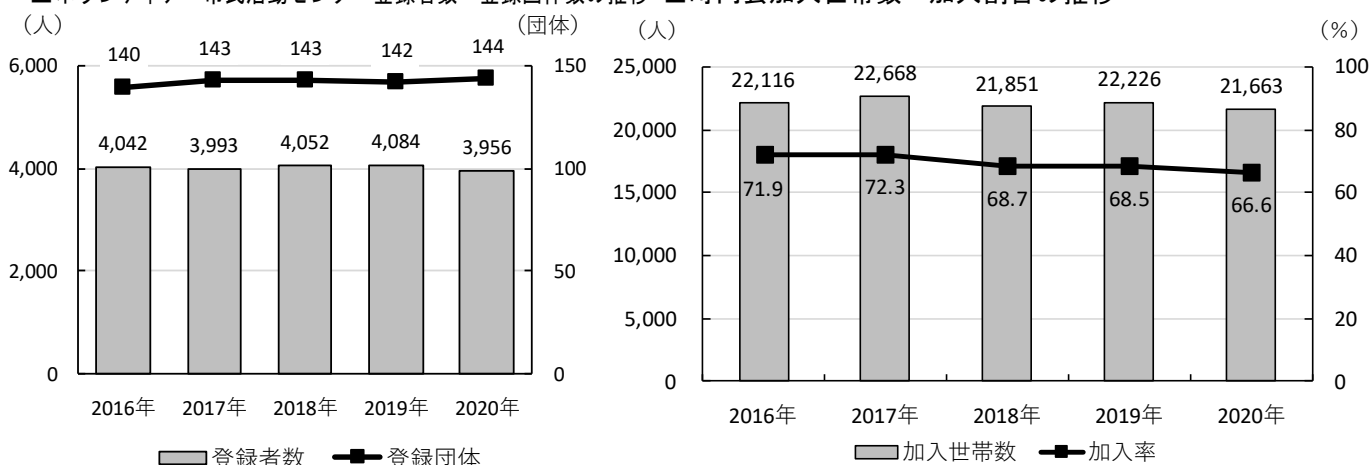
9 知立市の地域活動等の状況

ボランティア・市民活動センターの登録者数・登録団体数は横ばいの傾向となっています。
町内会加入世帯数・加入割合は、横ばいの傾向となっていますが、2020年度ではいずれも減少しています。

老人クラブ加入者数・加入割合は減少しています。

子ども会会員数・育成者数は、いずれもやや減少傾向にあります。

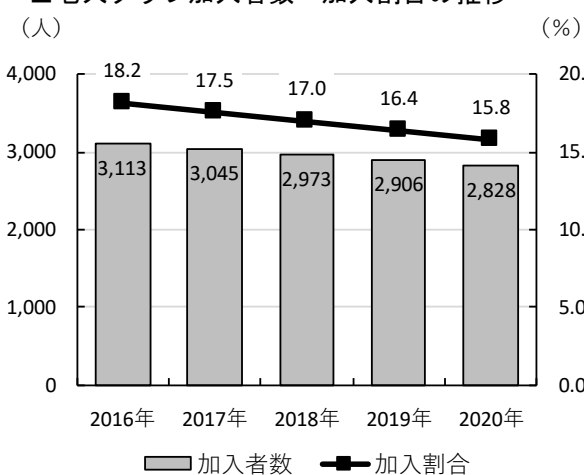
■ ボランティア・市民活動センター登録者数・登録団体数の推移 ■ 町内会加入世帯数・加入割合の推移



資料：知立市ボランティア・市民活動センター（各年度3月31日）

資料：協働推進課（各年度4月1日）

■ 老人クラブ加入者数・加入割合の推移



資料：長寿介護課（各年4月1日）

■ 子ども会会員数・育成者数の推移



資料：生涯学習スポーツ課（各年度12月1日）

ポイント

- ボランティア活動をしている市民・団体、町内会や老人クラブ、子ども会に参加している人は、横ばい・減少傾向となっている。

2 アンケートからみる知立市の現状

1 アンケートの概要

本市の地域福祉に対する市民の認識や意向、活動主体者の状況を把握するため、アンケート調査を実施しました。

■アンケート調査の概要

区分	対象	実施方法	配布数	有効回収数 (有効回収率)
一般市民	知立市に在住する 20歳以上の男女	郵送配布・ WEB 又は郵送回収	2,000	544 (27.2%)
活動主体者	区長、民生委員・児童委員※、ボランティア・市民活動者、NPO活動者等	郵送配布・ 郵送回収	199	142 (71.4%)

※前回調査は2016年に実施

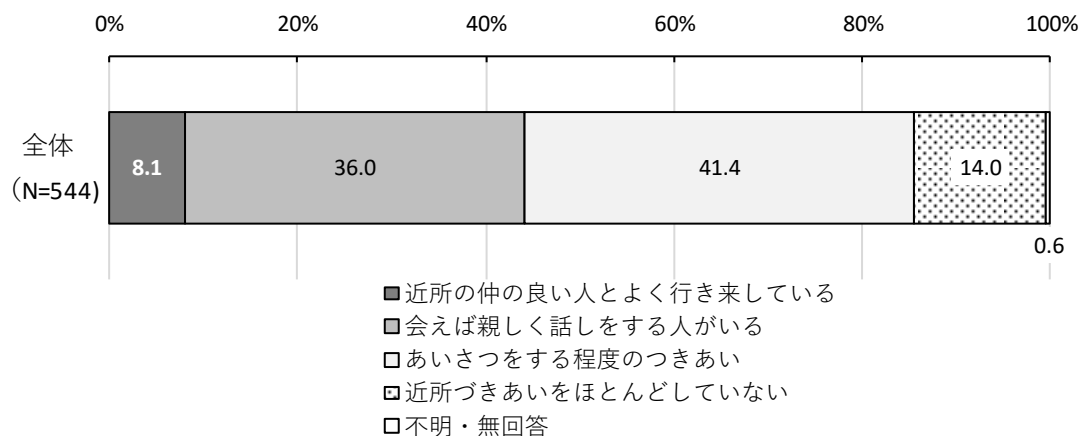
※民生委員・児童委員：「民生委員」とは、民生委員法に基づいて設置され、社会福祉の増進のため、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行っている者。全ての民生委員は児童福祉法により「児童委員」を兼ねており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちの見守りや妊娠中、子育て中の心配ごとなどの相談支援も行っている。

2 アンケート結果のまとめ

あいさつ程度の近所づきあいをしている人が多い

一般市民の近所づきあいは、「あいさつをする程度のつきあい」が最も高くなっています。年齢が上がるにつれ、「近所づきあいをほとんどしていない」が低くなる傾向にあり、年齢層が上がるにつれ、何らかの形で近所づきあいをする人が多くなっています。

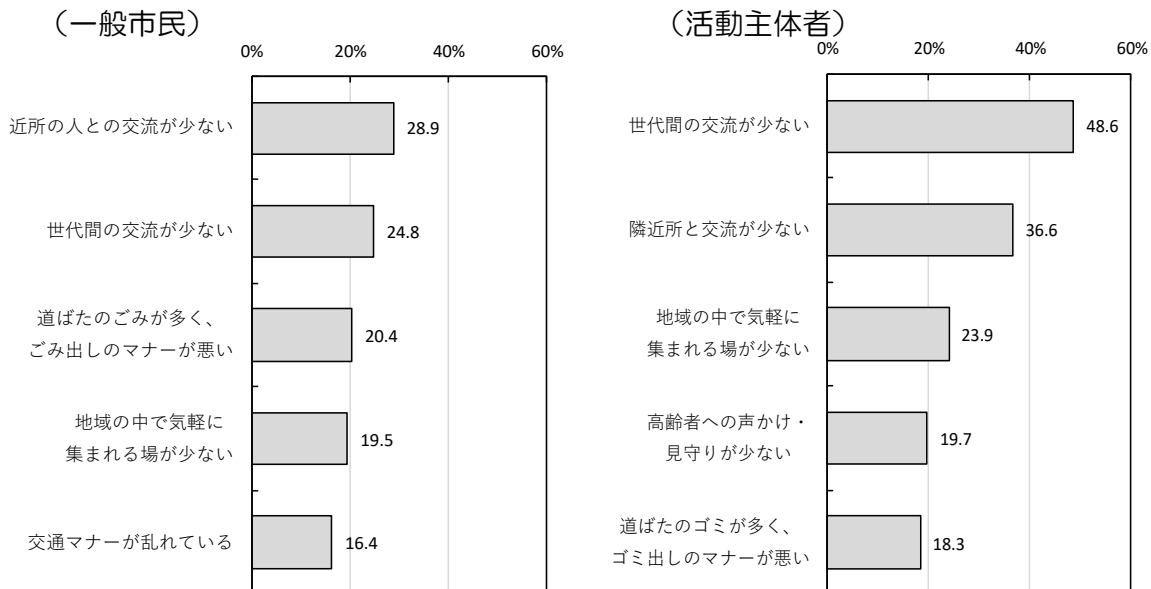
■（一般市民）近所づきあいの程度



地域での交流・集まれる場の少なさを課題と感じている市民が多い。

一般市民、活動主体者が考える地域の状況や課題で回答の多かった事柄を見ると、「近所の人との交流が少ない」「世代間の交流が少ない」「地域の中で気軽に集まれる場が少ない」といった地域での交流や集まれる場の少なさを課題と感じている人が多くなっています。

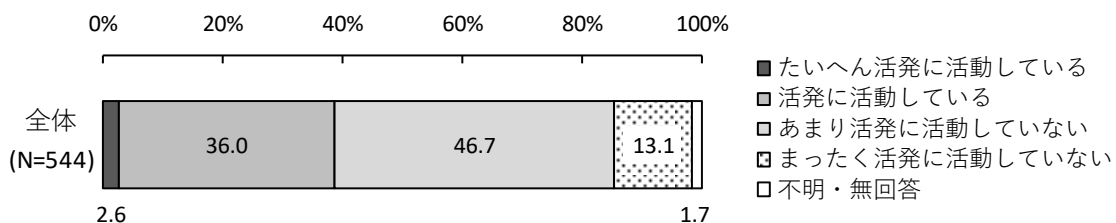
■地域の状況や課題（上位5位）



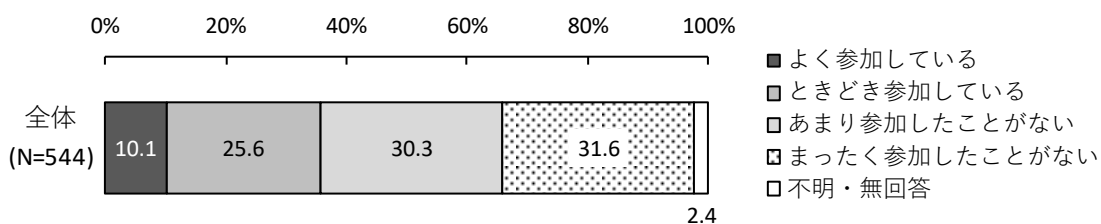
地域の活動が活発に行われていないと考える人が多い。

地域の活動や行事が活発に行われていない（あまり活発に活動していない＋まったく活発に活動していない）と考えている人が約6割います。また、地域活動に参加したことがない人（あまり参加したことがない＋まったく参加したことがない）も約6割います。これらの状況は前回調査時からほぼ横ばいの推移となっています。

■（一般市民）地域の活動や行事が活発に行われているか。



■（一般市民）地域活動等への参加状況

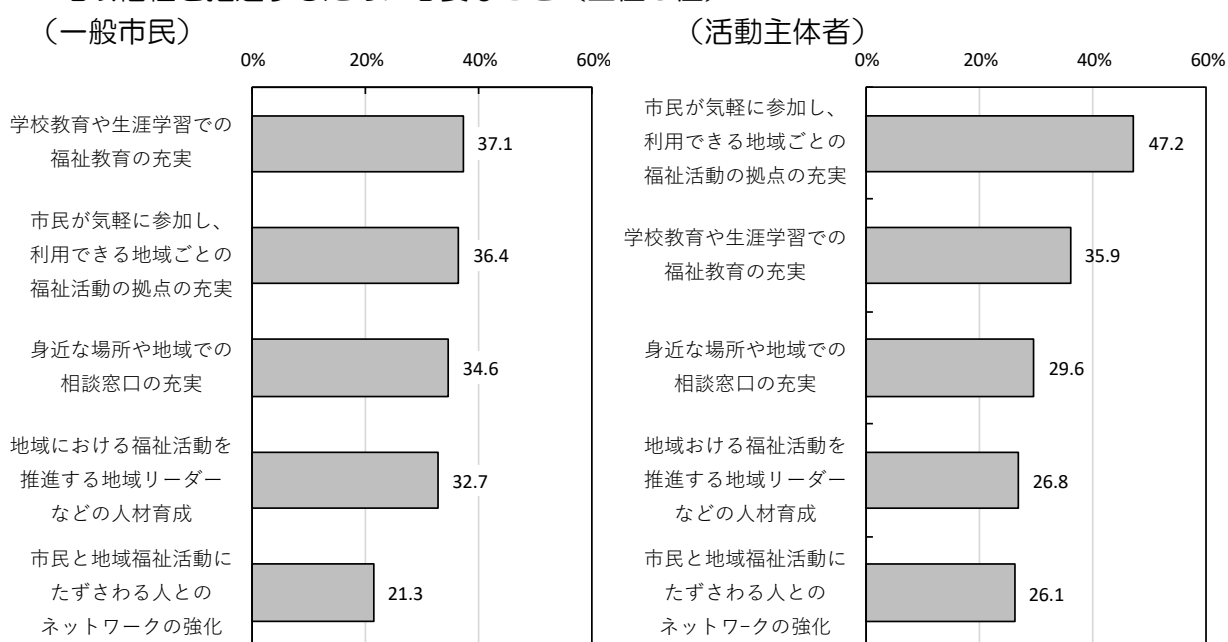


地域福祉の推進には、福祉教育や拠点整備が必要と考える人が多い。

地域福祉の推進に必要だと考えていることとして、一般市民では「学校教育や生涯学習での福祉教育の充実」「市民が気軽に参加し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点の充実」の順に高くなっているのに対し、活動主体者は「市民が気軽に参加し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点の充実」が特に高くなっており、福祉教育の充実と地域の拠点整備が求められている中、実際に地域福祉活動をされている方からは特に地域の拠点整備が求められています。

また、それ以外では共通して「身近な場所や地域での相談窓口の充実」「地域における福祉活動を推進する地域リーダーなどの人材育成」「市民と地域福祉活動にたずさわる人とのネットワーク強化」が高くなっており、地域力の強化が求められています。

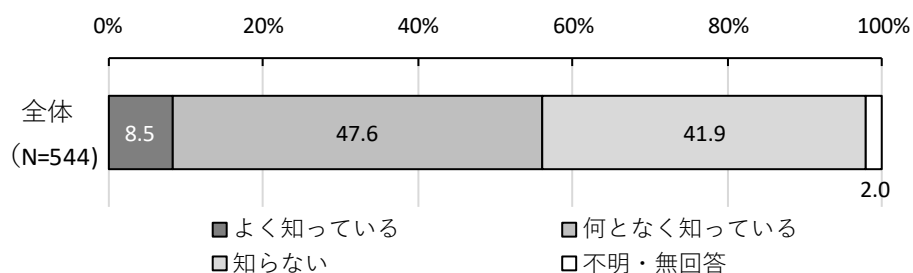
■地域福祉を推進するために必要なこと（上位5位）



成年後見制度の認知度は半数程度で、年代が上がるほど認知度が高い。

成年後見制度の一般市民での認知度は、「何となく知っている」が最も高く、約4割の方が制度自体を知らない状況でした。年代が上がるほど認知度が上がる傾向にあり、20代、30代では半数以上が「知らない」と回答している一方、60歳以上では約6割の方が「よく知っている」「何となく知っている」と回答しています。

■成年後見制度の認知度（一般市民）



3 ヒアリングからみる知立市の現状

1 事業者ヒアリングの概要

知立市の福祉を包括的に推進していく観点から、他機関との連携状況等の現状や課題を把握するため、相談支援を実施している事業者に対しシートの記入によるヒアリング調査を実施しました。

ヒアリング対象事業

- 地域包括支援センター※の運営（介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業）
- 相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業）
- 利用者支援事業（子ども・子育て支援法第59条第1号に掲げる事業）
- 自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業）

※地域包括支援センター：地域の高齢者の総合相談、介護予防支援、虐待防止、権利擁護※や地域の支援体制づくりなどを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関。市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を配置している。

※権利擁護：自己の権利の表明や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障がい者等に代わって、代理人が権利やニーズ獲得を行うこと。

2 事業者ヒアリング結果のまとめ

（１）他機関との連携について

- すべての事業において他の機関との連携を実施しているが、連携が円滑に進められず対応に苦慮しているケースがある。
- 事業によっては他の機関や地域、民間事業者と連携し、よりスムーズに適切な支援につなげたり、支援体制の構築ができている事例がある。

（２）制度の狭間・対応困難ケースについて

- どの事業でも複合的な課題を抱えていることや適用できる公的サービスがなく、制度の狭間となってしまったことにより対応に苦慮したケースや支援につなげられなかった事例がある。



困っている人を支援していくために、

- 社会資源の把握や発掘により支援手段の拡充を進めること
- 支援体制の円滑な構築のため、各機関や地域間の連携体制を整備することが必要となっています。

4 第2次計画の評価

第2次計画の進捗状況について、各種統計やアンケート、ヒアリングを踏まえて前回計画の重点プロジェクト及び基本目標ごとに、課題を以下のようにまとめました。

重点プロジェクト

第2次計画では計画の推進にあたり、以下の2項目を重点プロジェクトとして位置づけて取り組んできました。

プロジェクトⅠ 地域課題に市民が主体的に取り組み続けられる機会づくり
プロジェクトⅡ 主体的に取り組む地域とともに歩き続ける仕組みづくり

重点プロジェクトの推進においては以下の2点を目標数値として定めており、その結果は以下のとおりでした。

目標1：地域の福祉への関心（「とても関心がある」「ある程度関心がある」を合わせた割合）

【2010年：72.6%⇒2016年：62.1%（↓10.5%）⇒2021年：66.2%（↑4.1%）】

※目標値：75.0%

目標2：地域活動の参加状況（「よく参加している」「ときどき参加している」を合わせた割合）

【2010年：30.9%⇒2016年：37.1%（↑6.2%）⇒2021年：35.7%（↓1.4%）】

※目標値：50.0%

地域福祉への関心については、目標値には至らなかったものの地域福祉に対して関心のある人の割合は増加しています。一方で地域活動の参加状況については参加している人の割合は減少しています。

住民が地域に対して関心を持つきっかけ作りと合わせて、地域活動への参加につなげていくための取り組みを推進していくことが課題となっています。

基本目標1 地域福祉を育む意識づくり

総括	主な実施内容	○「広報ちりゅう」や市ホームページ、回覧板などの媒体を活用し、市や関係団体の支援施策などの情報発信を行いました。 ○市ホームページの自動翻訳機能や広報の多言語情報発信ツールの活用などにより、外国人市民に向けた情報発信を行いました。 ○福祉実践教室の各学校での実施の呼びかけを行いました。 ○高齢者サロン※体験教室への小中学生への参加呼びかけを行いました。
	課題	○社会福祉協議会の認知度が約4割となっており、社会福祉協議会の周知が必要となっています。 ○外国人や若者などの「広報ちりゅう」や市ホームページ、回覧板といった媒体の利用率の低い層に対する、広報・啓発活動の実施方法を模索する必要があります。

※サロン：高齢者や障がい者、悩みを聞いてほしい母親など、地域を拠点として住民が運営していく楽しい仲間づくりの活動。

基本目標2 地域福祉活動の促進

総括	主な実施内容	○町内会、老人クラブなど地域活動を行う団体に対して補助金の交付を行い、地域活動の支援を行いました。 ○ボランティア活動及び市民活動の拠点の運営に係る補助金を交付し、より一層のボランティア活動及び市民活動の促進を図りました。 ○昭和未来会議や生活支援体制整備事業に関する協議体を開催し、地域内のネットワークづくりや地域課題の共有及び解決策の検討などを支援しました。 ○健康づくり、介護予防、子育てなどに関する講座や教室を実施し、交流の支援を行いました。
	課題	○町内会、老人クラブ、子ども会といった地域の団体への加入率や、地域活動への参加割合が減少している一方で地域福祉に関心のある人の割合は増加しており、地域福祉に関心のある人と団体や活動のマッチングの支援が求められています。 ○ボランティア活動を行っている人が約2割となっている一方で、ボランティア活動に参加しても良いと考えている人は約4割おり、ボランティア活動に参加しやすい環境整備が求められています。 ○地域活動主体者が連携先として公の機関が中心となっており、今後は地域活動主体者同士の連携や医療介護分野との連携を増やしていく取り組みが必要となっています。 ○利用率の低い公共施設があり、既存の施設を地域福祉の活動拠点としての利活用を推進していくことが必要となっています。

基本目標3 福祉サービスの利用促進

総括	主な実施内容	○「知立の福祉」「介護予防だより」など、福祉サービスに関する情報を提供する媒体の作成を行いました。 ○民生委員・児童委員と連携し、地域の相談を適切な福祉サービスへつなげる取り組みを行いました。 ○介護予防・日常生活支援総合事業やファミリーサポートセンター事業※の実施や生活支援コーディネーター※の配置により地域と協力し多様なサービスの提供体制の推進を行いました。
	課題	○「知立の福祉」等の福祉サービスに関する情報の提供媒体について、必要な方に行き届いていない場合があり、市職員や民生委員・児童委員など福祉サービスとのマッチングに関わる人に対する周知や活用の促進が必要となっています。 ○複合的な課題を抱える世帯や制度の狭間にある世帯に対する対応の困難さが課題であり、各機関や事業者間の連携促進や総合的な相談支援体制の充実が必要となっています。 ○地域での福祉サービスの提供について担い手の人材不足やニーズの多様化に対応するため、地域資源の発掘を進め、福祉サービスの担い手の確保やサービスの多様化を図っていく必要があります。 ○成年後見支援センターを設置しましたが、成年後見制度の認知度は約5割、成年後見支援センターの認知度は約1割になっています。日常生活の判断を自ら行うことが難しい人の権利を尊重し、擁護するため、制度とセンターの周知が課題となっています。

※ファミリーサポートセンター事業：乳幼児や小学生等の児童を持つ子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者とをつなぐ事業。

※生活支援コーディネーター：高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくために、地域において生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。

基本目標4 安全・安心の地域づくり

総括	主な実施内容	○公共施設におけるユニバーサルデザイン※の導入やバリアフリー※化を進め、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めました。 ○民生委員・児童委員と協力した高齢者への訪問調査や子どもの登下校の見守りを行う団体への支援を通じ、顔の見える地域づくりの推進を行いました。 ○地域で防犯活動を行う団体に対し、備品の貸出・配付を行い、地域の防犯活動に対する支援を行いました。 ○避難行動要支援者※名簿の作成や総合防災訓練や自主防災訓練の実施、小・中学校での防災講習の実施を通じ、地域防災力の向上を図りました。 ○生活に困難を抱えている人を支援するため、生活困窮者に対する相談支援を実施しました。
	課題	○地域防犯の担い手の不足・高齢化が課題となっており、新たな担い手の発掘が必要となっています。 ○災害時に備え、地域の中で支援が必要な方を把握し、支援できる体制を作っていくことや地域で孤立してしまう方を出さないために地域のつながりを強化していくことが課題となっています。 ○刑務所から出所した方が社会になじめず再犯を犯してしまうことが問題となっており、様々な側面から刑務所から出所した方を支援し、社会復帰を促すことなど再犯を防止していく取り組みが課題となっています。 ○生活困窮者の中には複合的な課題を抱えている方やひきこもりをはじめとした既存の制度では対応が困難なケースもあり、関係機関との連携を進めていくとともに、訪問支援や地域資源とのマッチングなどの新たな支援の方法を模索していく必要があります。

※ユニバーサルデザイン：年齢、性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、すべての人が気持ちよく暮らせるようにあらかじめ都市景観や生活環境を計画する考え方。

※バリアフリー：障がい者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。

※避難行動要支援者：要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者）のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。



第3章

計画の基本的な方向



1 基本理念

知立市民みんなで “つくりあげる”地域福祉

戦後、日本では急速に経済成長や工業化・都市化が進み、生活に便利さや物質的な豊かさがもたらされました。一方で、「おたがいさま」や「支えあい」で成り立っていた地域社会の福祉的な分野も、行政等がその役割を担い、対価を払うことでサービスや支援を受けられるようになりました。

しかし、近年の地域社会では、高齢者や障がい者、生活困窮者などさまざまな支援を必要とする人の増加、価値観やライフスタイルの変化による多様な生活ニーズの発生など、さまざまな課題がみられます。また、支援が必要な人の中には、複合的な課題を抱えている人や、抱える課題に対する支援が既存の制度では明確に位置付けられていない人などといった複雑な課題を抱える人も増加しています。これらの課題に対応していくには、行政や社協、事業所等のサービス・支援を充実させていくことはもちろんですが、かつて地域に息づいていた、「支え合いの力」をもう一度見直すことが求められています。

本市は、高齢化率が比較的低く、若い働き盛り世代が多い一方、新たに移住してきた市民は地域との関係性がうすくなりがちという傾向がみられます。また、コンパクトな市域ながら地区ごとに違いがあり、外国人市民の割合が高い地区があることも特徴です。

こうした状況を踏まえながら、だれもが安心して、暮らし続けたいと思えるまちづくりを進めるには、行政等から提供される福祉サービス・支援を市民や地域が効果的に活用するとともに、市民一人ひとりが地域に関心を持ち、自らできることに取り組むことで、“つくりあげる”福祉を充実させていくことが大切です。

以上を踏まえ、本計画の基本理念を「知立市民みんなで“つくりあげる”地域福祉」とし、本市の地域福祉施策を推進します。

2 基本目標

基本目標1 地域福祉を育む意識づくり

地域福祉を推進していくためには、まず市民それぞれが地域に目を向け、関心を持ち、地域の課題を身近なものとして捉えることが大切です。地域福祉について知る・学ぶ機会を作り、地域への関心を高め、地域福祉を推進する基盤をつくります。

基本目標2 みんなで支えあう地域づくり

地域の中で支えあえるまちづくりを進めるためには、全ての市民が孤立することなく、つながりあう地域づくりが重要です。そのために、地域活動の中心となる地域活動やボランティア・市民活動を行う団体への支援やこれらの活動の担い手づくり、地域での交流の場の創出などにより、地域の交流、活力の向上を図り、みんなで支えあう地域づくりを進めます。

基本目標3 必要な支援につながる仕組みづくり

近年、地域における課題は複雑化・多様化しており、行政や社協、事業所等だけでなく、市民や地域活動団体による支援の提供が重要となっています。公的な支援を適切に利用するための制度や相談体制の充実を進めるとともに、市民や地域活動団体の活力をいかし、多様な支援を提供できる基盤づくりや必要な人に支援が行き届く仕組みづくりを進めます。

3 重点取組

「知立市民みんなで“つくりあげる”地域福祉」に向けて、基本目標を踏まえ、重点的に取り組む事項を定めます。

重点取組1 さまざまな人が地域福祉に触れる機会づくり

「知立市民みんなで“つくりあげる”地域福祉」を実現するためには、誰もが地域について知る機会があり、関心を持つことが必要です。策定委員会では全ての地域、世代に合わせた情報提供や意見収集を行い、全ての人に対し福祉に関心を持つ機会を提供し、関心を促していくべきとの意見がありました。

これを踏まえ、地域や世代の実情に合わせ、全ての人に福祉が接する機会を持てるよう情報提供や意見収集の仕組み作りに重点的に取り組みます。

重点取組2 地域が中心になる地域づくり

地域によって、現状や課題、地域資源の状況はさまざまです。地域福祉を推進していくためには、それぞれの地域で地域住民が主体となり、地域ごとの現状や特性、課題に合わせた取り組みが行われることが重要です。

これを踏まえ、地域と行政で連携し、各地域の実情に合わせた地域づくりの推進に重点的に取り組みます。

重点取組3 切れ目のない支援の体制づくり

地域住民が抱える課題は様々ですが、近年は複雑化、複合化した課題を抱える人も増えてきています。誰もが安心して暮らせるまちづくりのためには、支援を必要とする人が適切な支援につながる仕組み作りが重要です。

これを踏まえ、地域住民の困りごとを包括的に捉え、関係機関等が一体的に関わり、切れ目のない支援につなげる体制の構築に重点的に取り組みます。

4 施策体系

知立市民みんなで“つくりあげる”地域福祉

基本目標1 地域福祉を育む意識づくり

重点取組 さまざまな人が地域福祉に触れる機会づくり

施策1 広報・啓発活動の充実

施策2 福祉教育の充実

基本目標2 みんなで支えあう地域づくり

重点取組 地域が中心になる地域づくり

施策1 地域活動やボランティア活動の支援

施策2 地域のネットワークの強化

施策3 地域における交流の場づくり

施策4 誰もが安心して暮らせる地域づくり

基本目標3 必要な支援につながる仕組みづくり

重点取組 切れ目のない支援の体制づくり

施策1 情報発信と相談支援体制の充実

施策2 福祉サービスの充実

施策3 権利擁護の推進

施策4 自立と社会参加への支援



第4章

基本計画



基本目標 1 地域福祉を育む意識づくり

施策1 広報・啓発活動の充実

○ 現状・課題

各地域で地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりが自分の暮らす地域や福祉活動に関心を持つことが大切です。

アンケート調査によると、一般市民では福祉に関する情報の入手状況は「入手できている」（「十分入手できている」＋「ある程度入手できている」）が3割程度となっており、年齢が上がるほど入手できている割合が高くなっています。情報の入手先は「市の広報紙、ホームページ」「回覧板」が高くなっています。

また、一般市民の地域福祉への関心は7割弱となっており、特に「高齢者支援」「健康づくり」「地域防犯」に対する関心が高くなっています。

社会福祉協議会の認知度は、全体で約4割となっており、年齢が上がるほど高くなる傾向にあります。

「広報ちりゅう」や市ホームページ、回覧板などを通じて、市民や地域活動団体へ地域福祉に関する情報の発信を継続していくとともに、これらの媒体の利用率が低い層に対する情報発信の方法を増やしていく必要があります。

■ 市の取り組み

- ◆ 「広報ちりゅう」や市ホームページ、町内会への回覧文書等の媒体を活用し、各種福祉サービスや福祉意識を啓発する情報を発信します。
- ◆ 福祉健康まつり等のイベントや講座等の機会を活用し、地域福祉に関する意識啓発を図ります。
- ◆ SNS※の活用や外国語翻訳、音声読み上げ機能の活用等の広報・啓発媒体の多様化を図り、広報・啓発機会の充実を図ります。

※SNS：Social Networking Service の略。インターネット上で友人同士や同じ趣味を持つ者同士が集まり、利用者間のコミュニケーションを支援するサービス（サイト）。最近、会社や組織の広報としても利用されている。

■ 社協の取り組み

- ◆ 「社協だより」（社協機関誌）や社協ホームページ、「かりや衣浦つながるねット」（衣浦定住自立圏市民活動情報サイト）を通じて、福祉に関する情報発信を行います。また、多くの市民に関心を持ってもらえるよう、各媒体の内容やデザインの改善を図るとともに、ホームページのスマートフォン対応や外国語での表記を行う等の対応を行います。

- ◆ 福祉健康まつりや社会福祉大会等のイベント開催により、地域福祉に関する意識啓発を図ります。
- ◆ 認知症や障がいへの理解を進める講座の開催や事業を実施し、市民の理解促進を図ります。
- ◆ 視覚障がい者のために、音声 CD「声の広報ちりゅう」をボランティアにより録音、配付します。

市民・家庭では…

- さまざまな媒体からの福祉情報の入手
- 地域福祉に関するイベント等への参加
- 講座等から学んだ知識・体験の周知・実践

地域・団体では…

- 市や社協から発信された情報の活用
- 地域福祉に関するイベント開催への協力

施策2 福祉教育の充実

○ 現状・課題

地域で支えあいの仕組みを構築していくには、地域住民が高齢者や子ども、障がい者等について理解し、福祉への意識を高め、行動につなげていくことが重要であり、アンケートにおいても、一般市民の考える地域福祉の推進に必要なこととして、「学校教育や生涯学習での福祉教育の充実」が最も高くなっています。

本市では、これまで社協が市内の学校を社会福祉協力校に指定し、福祉教育を行うとともに、児童生徒のボランティア活動を推進しています。また、市職員や教員に対しても福祉意識を高めるため研修等を実施してきました。

今後は、地域住民が福祉について学ぶ機会を設けることで、福祉に関する正しい理解を進めるとともに、福祉に関心を持ち、支えあいの仕組みに関わるきっかけ作りをしていくことが必要となっています。

■ 市の取り組み

- ◆ 若年層が高齢者や障がい者等について正しく理解し、福祉への意識を高める機会づくりのため、福祉実践教室の開催を推進することや体験教室への参加の呼びかけなどを実施していきます。
- ◆ 各種団体や市民が福祉に対する理解を深め、また福祉に対する関心を持つきっかけを作るため、各種研修や講座の実施や受講の勧奨を進めていきます。

■ 社協の取り組み

- ◆ 小学校、高校で福祉実践教室を行います。また、中学校を含む市内全校で開催できるよう働きかけを行います。
- ◆ 福祉について関心をもてるよう、福祉教育の実施方法についても改善を図ります。
- ◆ 市内すべての小・中学校・高校を社会福祉協力校に指定し、助成金の交付等により福祉活動を支援します。
- ◆ 校長研修や社会福祉協力校担当者会、教員初任者研修を通じて、教職員の福祉意識の向上を図ります。
- ◆ 小・中学生、高校生を対象に青少年等福祉体験学習やふれあい・いきいきサロン体験、高齢者施設・障がい者施設でのボランティア体験を実施し、子どものボランティア参加を促進します。
- ◆ 町内会で実施する地区社協や、地域で実施されるふれあい・いきいきサロンの活動に、若者も参加、協力するよう呼びかけを行います。

市民・家庭では…

- 福祉教育に関する事業への参加
- 学校等で学んだ福祉の知識・体験の実践

地域・団体では…

- 学校や企業、地域における福祉教育への協力

基本目標 2 みんなで支えあう地域づくり

施策1 地域活動やボランティア活動の支援

● 現狀・課題

地域のつながりを強くし、支えあう地域づくりを推進していくうえで、町内会などの地域に根差した団体の活動やさまざまな分野で地域福祉の推進に貢献するボランティア活動・市民活動は、重要な役割を担っています。

しかしながら、近年は町内会や老人クラブ、子ども会の加入者が減少傾向となっており、また、アンケートでも地域の活動や行事が活発に行われていないと感じている人が約6割となっており、地域内のつながりを強くするための取り組みが必要となっています。

また、ボランティア・市民活動は「参加している」が1割強となっているのに対し、今後の活動について「条件によっては参加したい」が4割弱となっており、参加意欲のある市民を様々なボランティア・市民活動につなげられるような情報発信や相談・支援が必要となっています。

これらの活動を実施している人からは活動の充実に必要なこととして「活動に対する市民や地域の理解促進」「活動に関して気軽に相談できる窓口の整備」が上位となっていることも踏まえ、地域活動やボランティア・市民活動を実施している団体に対する支援を行っていくことが必要です。

市の取り組み

- ◆ 地域福祉活動を行う団体に対し、助成金の支給や活動内容の発信などにより活動の支援を行います。
- ◆ 地域福祉活動を行う団体の継続的な活動を支援するため、自主財源の確保に関する相談や情報提供を実施していきます。
- ◆ ボランティア・市民活動の支援、拡充等を行うボランティア・市民活動センターに対して、運営の支援を行います。

■ 社協の取り組み

- ◆ 地域の課題を市民が協力し、自ら解決する組織である地区社協の設立を促進するとともに、安定した事業運営が行えるよう助成金を支給します。
- ◆ 地域の様々な主体や資源をつなぎ、地域生活課題の解決を図るコミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターを配置し、地域の課題解決に向け相談体制を強化します。

※コミュニティソーシャルワークとは：コミュニティに焦点をあてた社会福祉活動・業務の進め方で、地域で支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等の環境面を重視した援助を行うこと。

- ◆ ボランティア・市民活動センターとして、交流スペースの一部開放等の活動場所の提供、機材の貸出し、助成金の支給・助成制度の周知を行います。
- ◆ ボランティア・市民活動センター登録団体を対象に「ボランティア・市民活動連絡会議」を開催し、情報を共有します。
- ◆ 「社協だより」や社協ホームページ、「かりや衣浦つながるねット」を通じて、市民にボランティア・市民活動センターの役割やボランティア情報を発信します。
- ◆ 「社協だより」や社協ホームページ等の広報媒体や、ボランティア・市民活動センターの掲示板等を通じて、ボランティアへの参加を働きかけます。
- ◆ ボランティアや地域活動団体に対して、「かりや衣浦つながるねット」の利用方法講習会を開催し、情報発信を呼びかけます。
- ◆ 各種ボランティアの養成講座を実施します。また、より多くの市民が参加できるように、若年層等幅広い世代への働きかけや、気軽に参加できる講座、時代のニーズを捉えた講座等の開催を検討します。また、受講後にアンケート調査を実施し、魅力ある講座の開催につなげます。
- ◆ 安心してボランティア活動に参加できるよう、ボランティア活動保険加入を援助、推進します。
- ◆ ボランティア・市民活動センター窓口によるボランティア団体の立上げ相談を実施します。
- ◆ ボランティア・市民活動のさまざまな相談に的確に対応できるよう、ボランティア・市民活動センターの職員のスキルアップを図ります。
- ◆ 地域でのボランティア活動の活性化のため、コミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターが相談・支援を行います。
- ◆ 町内会やふれあい・いきいきサロン等を訪問し、平常時から連携を深めます。
- ◆ 子ども食堂や、子どもの学習支援を行う団体の支援を行います。

市民・家庭では…

- 町内会や地域活動団体等、自分ができそうな活動への参加
- 興味があるボランティア活動への参加
- 友人・知人と一緒にボランティアが開催するイベント等への参加
- ボランティア・市民活動センターへの登録

地域・団体では…

- 地域や団体で行っている活動の発信
- 地域活動団体への参加の呼びかけ
- 公共施設や助成金等の効果的な活用
- ボランティア活動に関する情報の発信
- ボランティア・市民活動センターへの登録

施策2 地域のネットワークの強化

● 現狀・課題

地域で多様な地域活動やボランティア・市民活動が行われる中で、活動の主体者のつながりが増えることは、それぞれの活動の活力になることや団体間の連携や協働により新たな活動が生まれることで地域力の向上につながることを期待されます。

アンケート調査においても、活動主体者の約7割が他の活動主体者の連携が必要だと回答しており、連携したい内容としては「情報交換と共有」が最も高くなっていることから、地域で活動する団体が集まり、交流する機会の創出が求められています。

市の取り組み

- ◆ 地域の人が集まる会議の開催や各種講座の実施等により、地域活動団体やボランティア等の交流機会を提供し、連携と協働を支援します。
- ◆ 地域だけでは解決できない課題を地域と関係機関の間で共有し、一体的に課題解決に取り組む仕組み作りを進めます。

■ 社協の取り組み

- ◆ ふれあい・いきいきサロングループの情報交換会を行い、地域の実情に見合った魅力あるサロンづくりと活動が継続できるよう支援します。
- ◆ 地域課題の掘り起こしとその解決に向け、民生委員・児童委員や町内会、自主防犯組織、老人クラブ、地域の福祉施設、ボランティアなどが連携できるよう、コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーターを配置し、コミュニティソーシャルワークのできる体制を検討します。
- ◆ 行政や介護支援事業所、障がい者就労支援事業所、当事者団体等と支援ネットワーク会議を開催し、情報の共有や連携の強化を図ります。
- ◆ ボランティアによる障がい者サロンの開催を支援し、障がい者に関する団体の連携を促進します。
- ◆ 高齢者支援において、地域ケア会議での事例検討を通じて課題の抽出と、地域社会の困りごとを把握します。また、ネットワーク会議を開催し、事業所等との連携を図ります。

市民・家庭では…

- 近隣市民との関係づくり
- 地域のネットワークへの参加
- 地域での困りごとを専門機関へ相談

地域・団体では…

- さまざまな活動をしている地域活動団体等との交流・情報共有
- 行政や社協との情報共有や連携

施策3 地域における交流の場づくり

○ 現状・課題

地域において様々な人が交流することは、地域への関心を高めるとともに、地域の中で課題を抱えた人が孤立せずに支援に結びつくことにつながります。

アンケート調査では、市民の近所づきあいの程度として「あいさつをする程度のつきあい」が最も多くなっており、策定委員会では地域の中で支えあうようなつきあいが減ってきているという意見がありました。

また、市民、活動主体者ともに地域の課題として、「近所の人と交流が少ない」「世代間の交流が少ない」「地域の中で気軽に集まれる場が少ない」が上位となっており、市民が交流する機会を作ることや、市民が主体となって地域での交流が生まれるよう、地域の人々が気軽に集える場を、身近な地域に整備していくことが必要となっています。

■ 市の取り組み

- ◆ コミュニティソーシャルワーカーや地域活動主体者と連携し、地域の多様な主体が連携する地域プラットフォームの形成を進めていきます。
- ◆ 西丘文化センター等の地域の身近な施設を活用して講座や地域の交流事業を実施し、地域住民の交流する場づくりを進めていきます。

■ 社協の取り組み

- ◆ 地域住民同士の交流、生きがいづくりにつながるよう、集いの場としてのふれあい・いきいきサロンの立上げや運営の支援を行います。
- ◆ 認知症の当事者やその家族、ケアの専門職等が集まり交流を楽しむ場所としての「ひまわり（認知症）カフェ」や「認知症の方を介護する家族交流会」を開催します。
- ◆ 住み慣れた地域で参加しやすい学びの場の提供や交流の機会をつくっていきます。
- ◆ 障がい児・者がさまざまな活動に参加できる場の提供と、相互の交流や文化的活動への参加を支援することを目的として、鑑賞サポート付き演劇の開催支援や交流会事業を開催します。

市民・家庭では…

- 地域の交流の場への参加
- 交流の場に参加する際の友人や知人への声かけ

地域・団体では…

- 高齢者サロン等の地域の交流の場の運営
- 地域の交流の場への参加の呼びかけ
- 多くの人が参加しやすい場の雰囲気づくり

○ 西丘文化センターでの事例

西丘文化センターにおける各種講習会や地域交流促進講座の開催を通じた地域住民の交流の創出を図っています。また、同好会などの市民主体の活動にも利用されており、地域住民の交流の場として活用されています。

施策4 誰もが安心して暮らせる地域づくり

● 現狀・課題

アンケート調査では、支援を必要とする人への手助けや協力について約6割が「手助けしたい」と答えており、その内容は「安否確認の声かけ」が最も高くなっています。

また、災害等の緊急事態発生時に自力で避難できない人等を「手助けしたい」と答えた人は約6割となっており、そのために必要な取り組みとして「地域・隣近所の中で日頃から住民同士が協力できる体制をつくる」が最も高くなっています。

本市では、さまざまな団体により子どもや高齢者の見守り活動が行われています。今後、誰もが安心して暮らせる地域を作っていくために、日頃から信頼関係を構築していくことや緊急時の支えあいの仕組み作りを進めていくことが必要です。

市の取り組み

- ◆ 高齢者や障がい者が安心して暮らせる地域づくりを進めるため、民生委員・児童委員等と連携し、見守りや訪問調査を実施していきます。
- ◆ 支援が必要な人の把握や地域との情報共有を図り、災害などの緊急時においても支えあえる地域づくりを進めます。

■ 社協の取り組み

- ◆ 小地域においての見守りや、支えあいの活動の支援を行うボランティアを養成します。
- ◆ 紙おむつ等支給事業として、民生委員・児童委員が対象者宅へ紙おむつ等を配付することにより、寝たきり高齢者等の見守りを行います。
- ◆ 相談等に対応することで地域の現状把握をします。
- ◆ 地域課題解決に向けて共に取り組みます。
- ◆ 防災ボランティア等を中心とした地域での自主的な防災活動を支援します。
- ◆ 生活支援と併せて平常時から地域と連携し、災害等の非常時に備えた訓練の実施や、防災ボランティア養成講座等による防災知識の普及・啓発に努めます。
- ◆ 知立市災害ボランティア支援本部立上げ時、スムーズな活動体制が取れるよう、マニュアルの作成を行います。
- ◆ 防災ボランティア育成のための市民講座を開催します。

市民・家庭では…

- 災害時に一人で避難できない人の隣近所での把握
- 隣近所への日々のあいさつや声かけ

地域・団体では…

- 自主防災組織※や消防団への参加呼びかけ
- 地域での避難支援体制の構築と確立
- 地域や団体での子どもや高齢者の見守り

※自主防災組織：「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織。災害による被害を予防し、軽減するための活動を行っている。

基本目標 3 必要な支援につながる仕組みづくり

施策1 情報発信と相談支援体制の充実

● 現狀・課題

市民が福祉サービスを始めた適切な支援につながるためには、それぞれの課題に応じた適切な支援につながるよう、わかりやすい情報発信や相談体制の充実が必要です。

アンケートでは生活や地域での悩みを相談できる相手がいない人が約３割となっており、支援を必要としているのに、誰にも相談できていない人を適切な支援につなげることができるよう、地域との連携強化などにより地域の中で支援が必要な人に気づき、支援につなげていくことが求められます。

市の取り組み

- ◆ 福祉サービスを必要とする人が必要な情報を得ることができるよう、さまざまな媒体や機会を活用し、情報提供を行います。
- ◆ 地域の相談機能を強化するため、民生委員・児童委員の活動を支援します。
- ◆ 分野を問わない相談窓口の整備や各機関の連携強化による包括的な相談支援体制の整備など、地域住民の相談に対する相談支援体制の推進に努めます。
- ◆ ひきこもりなどの制度の狭間にある人や支援の届きにくい人に対する支援を強化するため、コミュニティソーシャルワーカーなどとの連携やアウトリーチ※支援員の設置を図ります。
- ◆ 複合的な課題を抱える人への支援を適切に実施していくため、関係機関との情報共有・連携体制の構築を進めます。

※アウトリーチ：支援を必要とする人のもとへ積極的に向かい合い働きかけ、情報提供や支援の働きかけを行うこと。

■ 社協の取り組み

- ◆ 「社協だより」、社協ホームページにより、福祉サービスの情報を発信します。また、パンフレット等の作成・配布により、それぞれの事業についての市民の理解を促進します。
- ◆ 高齢者や障がい者の住み慣れた地域での暮らしをサポートするために、地域の相談支援機関（地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター等）が連携し、身近で総合的な相談窓口の充実を図ります。
- ◆ 総合相談所（心配ごと・人権・法律）として相談窓口を設置し、さまざまな相談に対応します。
- ◆ 社協の体制を強化するため、行政と連携し、財政基盤の確立や、人材の交流を図ります。また、情報発信等により社協の認知度の向上を図ります。

- ◆ 障害者基幹相談支援センターにおいて、障がい者の相談に応じる専門員を配置するとともに、他の支援事業者と連携強化を図ります。

市民・家庭では…

- 各種福祉サービス情報の収集と活用
- 身近な人や専門機関への困りごとの相談
- 身の回りで課題を抱えている人に対する相談機関の紹介

地域・団体では…

- 各種福祉サービスの情報の収集と活用、メンバー間での共有
- 地域や団体活動のなかで課題を抱えている人のちょっとした相談への対応
- 地域や団体活動のなかで課題を抱えている人の各種相談機関・専門機関へのつなぎ

施策2 福祉サービスの充実

● 現狀・課題

福祉サービスの担い手不足やニーズの多様化への対応が課題となる中、支援を必要とする人に対して適切な支援の実施を行政や社協のみで対応していくことは困難になってきています。また、高齢化の進行などによりゴミ出しや外出の同行といった身近な生活支援に対するニーズも増えてきています。支援を必要とする人に適切な支援を行っていくためには、地域の福祉サービスの充実や地域資源の把握、発掘による支援の充実、サービス事業者や医療機関、行政機関等の連携による支援体制の整備が必要となっています。

市の取り組み

- ◆ 地域と連携し、必要とされている支援の把握や福祉サービスをはじめとした支援の担い手確保に取り組みます。
- ◆ サービス事業者や医療機関、行政機関等の連携による一体的な支援を提供する体制の整備に取り組みます。
- ◆ 生活を支えるための行政サービス等の公的な支援に取り組みます。

社協の取り組み

- ◆ 各種ボランティア養成講座の開催や相談、業務紹介により、地域で多様なサービスの担い手となる人材を育成します。また、担い手となる人材確保のためのPRを行います。
- ◆ 市民が主体となるインフォーマルなサービスの提供体制を構築するため、さまざまな機関と連携しながら、制度の理解啓発や需給のコーディネートを行います。
- ◆ 高齢者や障がい者など、移動が困難な市民に対して、福祉車両・車いす貸与による支援を行います。また、新規ボランティアの確保に努めます。
- ◆ 福祉機器の譲渡仲介、「声の広報ちりゅう」発行、ボランティアによる訪問理美容サービス、紙おむつ等支給などの高齢者や障がい者の生活を支えるサービスを実施します。
- ◆ 地域でちょっとした困りごとなど、お互いに支えあいができるよう、住民相互の仕組みづくりの支援を行います。
- ◆ 市と連携し、小学校区ごとに地域課題や支えあいについて検討する会議を実施し、地域課題の解決に向けて取り組んでいきます。

市民・家庭では…

- 隣近所の人へのちょっとした手助け
- 困りごとや課題の程度に応じた適切なサービスの利用

地域・団体では…

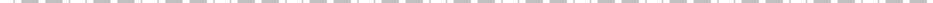
- 地域の不足している支援・サービスの把握
- 自分たちでできる範囲での支援・サービス提供

施策3 権利擁護の推進

● 現狀・課題

全国的に高齢者や子ども、障がい者への虐待や DV※といった権利侵害が問題となっています。個人の権利を守るため、相談支援の実施や地域と連携した早期発見、早期支援への取り組みが必要になっています。

また、認知症の人や障がいのある人など判断能力が不十分な人を守るため、成年後見制度があり、その相談窓口として成年後見センターがありますが、アンケートではセンターの認知度が約1割となっており、相談窓口の周知を含めた制度の利用促進が必要となっています。



※DV（ドメスティック・バイオレンス）：夫やパートナー（別れた夫や交際中の恋人も含む）から振るわれる身体的・心理的暴力のこと。

市の取り組み

- ◆ 虐待やDV等の相談や広報・啓発を行います。
- ◆ 成年後見制度や利用方法等について周知を進めます。
- ◆ 民生委員・児童委員や地域、関係機関の連携により、高齢者、児童、障がい者に対する虐待防止、早期発見が行える体制の構築を進めます。

■ 社協の取り組み

- ◆ 高齢者や障がい者、子どもの様々な権利擁護に関する総合相談体制の充実を図り、安心して暮らせる生活の実現に向けた支援を行います。また、判断能力への支援が必要な認知症高齢者や障がい者等の権利を擁護するため、日常生活自立支援事業※や成年後見制度などへつながるための支援を行います。
- ◆ 地域において、「認知症サポーター※養成講座」を開催し、認知症に対する理解の促進を行います。
- ◆ 認知症に対する理解促進や相談の場、認知症の人やその家族、地域住民、専門職が集う場として「ひまわり（認知症）カフェ」「認知症の方を介護する家族交流会」を開催します。
- ◆ 利用しやすい成年後見制度に向けて、法人後見制度の導入を図ります。

※日常生活自立支援事業：認知症、知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者の契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

※認知症サポーター：認知症に対する正しい知識とその具体的な対応方法等を理解して、認知症の人やその家族を見守り、自分のできる範囲で支援を行う人のこと。

市民・家庭では…

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業についての理解
- 隣近所で虐待や DV 等の疑いがみられた際の行政や社協、その他専門機関への通報

地域・団体では…

- 地域や団体の活動のなかで、虐待やDV等の疑いがみられた際の行政や社協、その他専門機関への通報

このページでは、成年後見制度の利用促進に関し地域福祉として一体的に推進すべき事項について定めるとともに、知立市成年後見制度利用促進計画の施策として位置づけます。

本人を中心にした支援・活動の共通基盤となる権利擁護支援を踏まえ、成年後見制度の利用の促進を図ります。

◆ 地域連携ネットワークの構築

成年後見制度を必要とする人を早期発見し、適切に制度を利用できるよう地域連携ネットワークの構築を進めます。

◆ 協議会の設置

被後見人等への支援の在り方や方向性を考える「チーム」を支援するため、法律・福祉・医療の専門職団体や関係機関が連携、協力する協議会の設置を進め、また、家庭裁判所との情報共有等を図ります。

◆ 中核機関の設置

協議会の運営や地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関の設置を進めます。

◆ 周知・広報の充実

成年後見制度を必要とする人だけでなく、福祉・医療関係者や幅広い市民への制度理解を目指し、周知・広報の充実を図ります。

◆ 相談機能の強化

身近な相談先である地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等の相談支援機関との連携強化を進めます。

◆ 成年後見制度利用促進

制度を必要とする人の増大が見込まれるため、法人後見の担い手の活動支援を行い、後見人の受任者調整等を円滑に進められるよう努めます。また、知立市社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業からのスムーズな移行を目指します。

◆ 後見人支援

親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じる体制の整備を進めます。

施策4 自立と社会参加への支援

● 現狀・課題

本市では、生活困窮者自立相談支援相談窓口を社協に設置し、生活に困難を抱える人が適切な支援を受けられるよう相談支援を行っています。地域の人々が抱える課題の多様化、複雑化が進んでいることやコロナ禍の影響により収入が減少したり、外部とのつながりが少なくなったことで生活に困りごとを抱える人が増えていること、犯罪をした人などが社会から孤立してしまい再び犯罪を犯してしまうことなどが問題となっている中、様々な課題を抱える人が自立し、社会に参加しながら暮らすことができるよう支援を行っていくことが必要となっています。

市の取り組み

- ◆ 生活困窮者に対する自立相談支援などの支援を実施し、生活困窮者の自立を支援していきます。
- ◆ 地域とも連携し、ひきこもりなどの公的制度が届きにくい世帯に対する支援を進めていきます。
- ◆ 再犯防止の推進につとめます。

■ ■ 社協の取り組み

- ◆ 「社協だより」や社協ホームページを通じて生活困窮者自立相談支援に関する情報提供を行います。
- ◆ 必要な情報を得ることができるよう、ホームページのスマートフォン対応や外国語での表記を行う等の対応を行います。
- ◆ 生活に困窮している人が支援を受けられるまで安心して生活が継続できるよう、備蓄食料等による支援を行います。
- ◆ 他団体と連携し、幅広く生活困窮の状態にある人や家庭への支援を行います。
- ◆ 民生委員・児童委員や関係機関に向けて研修会を開催するなど、知識の普及や課題の共有を図ります。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、離職や収入減少による生活困窮者が急増しています。適切な生活資金の貸付、相談を行います。

市民・家庭では…

- 生活困窮者自立支援制度の適切な理解と活用
- 隣近所で把握できる生活に困っている人に関する情報提供

地域・団体では…

- 地域や団体活動での生活に困っている
人の把握、行政・社協や専門機関への情
報提供

このページは、再犯の防止に関し地域福祉として一体的に推進すべき事項について定めるとともに、知立市再犯防止推進計画の施策として位置付けます。

刑法犯認知件数中の再犯者の割合が全国的に上昇傾向であり、愛知県内においても5割近い状況を踏まえ、国及び愛知県ではそれぞれに再犯防止の推進に関する計画を策定し、再犯の防止に取り組んでいます。

国及び愛知県の取り組みを踏まえ、本市においても、本市の実情に応じた再犯防止に関する取り組みを推進し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

◆ 広報・啓発活動の推進

再犯防止や更生保護に関する理解を促進するため、「社会を明るくする運動」などを通じて、再犯防止に関する周知・啓発活動に取り組めます。

◆ 就労の確保

刑務所出所者等の雇用や自立、社会復帰に協力する協力雇用主※の確保に取り組めます。

◆ 薬物依存を有する者への支援

薬物依存を有する者を適切な治療・支援による、早期の社会復帰につなげることができるよう、相談機関等において薬物依存に関する知識・理解の向上に取り組めます。

◆ 更生保護に関する団体との連携

保護司※会や更生保護女性会など、更生保護活動を行う団体や支援者との連携強化に取り組めます。

◆ 保健医療・福祉サービスの利用促進

必要な人が適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携し、保健医療・福祉サービスの利用促進に取り組めます。

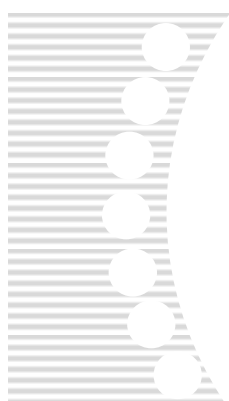
◆ 非行の防止

非行の防止につなげるため、子ども食堂や学習支援活動等を活用した子どもの地域社会からの孤立の防止に取り組めます。

※協力雇用主：犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解したうえで雇用し、改善更生に協力する民間の事業主のこと

※保護司：犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間ボランティアです。

犯罪や非行をした人たちと定期的に面接を行う保護観察や生活環境の調整、犯罪予防活動などの活動をしています。



第5章

資料編



1 策定の経過

年月日	内容
2021 年 1 月～4 月	知立市地域福祉計画・知立市地域福祉活動計画策定に係る地域福祉活動主体者アンケート調査の実施
2021 年 4 月～5 月	知立市地域福祉計画・知立市地域福祉活動計画策定に係る市民アンケート調査の実施
2021 年 5 月	第 1 回 知立市地域福祉計画策定委員会 ※新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、各委員に書面により計画概要の説明及び意見の聴取を実施
2021 年 6 月	関係機関向けヒアリング調査の実施 ・相談支援を行っている事業者（4 団体）
2021 年 8 月 23 日	第 2 回 知立市地域福祉計画策定委員会 （1）前回計画の振り返り及びアンケート調査、現状分析について （2）今後の地域福祉計画策定スケジュールについて
2021 年 10 月 7 日	第 3 回 知立市地域福祉計画策定委員会 （1）地域福祉計画素案について （2）今後の地域福祉計画策定スケジュールについて
2021 年 12 月 15 日～ 2022 年 1 月 14 日	パブリックコメントの実施
2022 年 1 月 31 日	第 4 回 知立市地域福祉計画策定委員会 （1）パブリックコメントの結果について （2）地域福祉計画素案について

2 知立市附属機関の設置に関する条例

○知立市附属機関の設置に関する条例

平成 26 年 3 月 26 日条例第 1 号
改正
平成 27 年 3 月 26 日条例第 1 号
平成 28 年 3 月 25 日条例第 2 号
平成 28 年 6 月 30 日条例第 34 号
平成 29 年 3 月 23 日条例第 1 号
平成 30 年 3 月 26 日条例第 18 号
令和 2 年 3 月 19 日条例第 8 号
令和 2 年 12 月 22 日条例第 42 号

知立市附属機関の設置に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、同表名称の欄に掲げる附属機関を置く。

(担任意務)

第3条 附属機関（前条の附属機関をいう。以下同じ。）の担任する事務は、別表担任意務の欄に掲げるとおりとする。

(委員)

第4条 附属機関の委員（以下この条において「委員」という。）の定数は、別表委員定数の欄に掲げるとおりとする。

2 委員は、別表委員構成の欄に掲げる者のうちから、同表執行機関の欄に掲げる執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、別表委員任期の欄に掲げるとおりとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 知立市総合計画審議会条例（昭和 45 年知立市条例第 17 号）

(2) 知立市特別職報酬等審議会条例（昭和 45 年知立市条例第 18 号）

- (3) 知立市福祉体育館運営審議会条例（昭和 56 年知立市条例第 39 号）
- (4) 知立市保育行政審議会条例（昭和 63 年知立市条例第 6 号）
- (5) 知立市福祉の里ハツ田運営審議会条例（平成 5 年知立市条例第 26 号）
- (6) 知立市介護保険等審議会条例（平成 12 年知立市条例第 24 号）

3 この条例の施行の際、現にこの条例の規定により設置された附属機関に相当する附属機関等（以下「旧附属機関等」という。）の委員である者は、この条例の施行の日、この条例の規定により設置された附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、これらの委員の任期は、第 4 条第 3 項前段の規定にかかわらず、旧附属機関等の委員としての残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成 27 年 3 月 26 日条例第 1 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日条例第 2 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 30 日条例第 34 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

（知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 45 年知立市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	都市計画審議会委員		
			」を
「	都市計画審議会委員		
	立地適正化計画策定委員会委員		
			」に改める。

附 則（平成 29 年 3 月 23 日条例第 1 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 45 年知立市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表中「保育行政審議会委員」を「保育行政等審議会委員」に、同表中

「	放置自動車廃物判定委員会委員		
	都市計画審議会委員		
	立地適正化計画策定委員会委員		
			」を
「	放置自動車廃物判定委員会委員		
	空家等対策協議会委員		

都市計画審議会委員
立地適正化計画策定委員会委員
総合公共交通会議委員

」に改める。

附 則（平成 30 年 3 月 26 日条例第 18 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
（知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 45 年知立市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

都市計画審議会委員

」を

「

都市計画審議会委員
都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定委員会

」に改める。

附 則（令和 2 年 3 月 19 日条例第 8 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
（知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 45 年知立市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

障害者地域自立支援協議会委員

」を

「

障害者地域自立支援協議会委員
地域福祉計画策定委員会委員

」に改める。

附 則（令和 2 年 12 月 22 日条例第 42 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条―第4条関係）

執行機関	名称	担任意務	委員定数	委員構成	委員任期
市長	知立市男女共同参画推進審議会	(1) 知立市男女共同参画プランに関し必要な事項を調査審議すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項を調査審議すること。	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 学校教育の関係者 (3) 公共的団体を代表する者 (4) 市民 (5) その他市長が必要と認める者	2年
	知立市総合計画審議会	総合計画に関し必要な事項を調査審議すること。	20人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 福祉又は社会教育の関係者 (3) 地域団体又は公共的団体を代表する者 (4) 市民 (5) 市教育委員会の教育長及び委員 (6) 市農業委員会の委員	2年
	知立市特別職報酬等審議会	市議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について調査審議すること。	10人以内	(1) 公共的団体を代表する者 (2) 市民	審議期間
	知立市障害者地域自立支援協議会	(1) 知立市障がい者計画・障がい福祉計画に関し必要な事項を調査審議すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、障害者の自立した生活を支援するための方策その他必要な事項を調査審議すること。	20人以内	(1) 福祉、医療又は学校教育の関係者 (2) 公共的団体を代表する者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 市の職員	2年
	知立市地域福祉計画策定委員会	社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき地域福祉計画の策定に関し必要な事項を調査審議すること。	15人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 福祉、医療又は学校教育の関係者 (3) 地域団体又は公共的団体を代表する者 (4) 関係行政機関の職員 (5) 市民	2年
	知立市保育行政等審議会	市の保育行政等に関し必要な事項を調査審議すること。	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 福祉又は学校教育の関係者 (3) 地域団体又は公共的団体を代表する者 (4) 保育所等に在籍する児童の保護者	審議期間
	知立市老人ホーム入所判定委員会	養護老人ホームへの入所の要否等に関する事項を調査審議すること。	5人以内	(1) 医療、保健又は福祉の関係者 (2) 関係行政機関の職員 (3) 市の職員	1年
	知立市介護保険等審議会	(1) 介護保険法（平成9年法律第 123 号）第 117 条第1項の規定に基づく知立市介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の8第1項の規定に基づく知立市老人福祉計画に関し必要な事項を調査審議すること。 (2) 介護保険サービスにおける苦情処理に関し必要な事項を調査審議すること。 (3) 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに係るサービス費の額、事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する事項を調査審議すること。 (4) 地域包括支援センターの設置、運営等に関する事項を調査審議すること。	13人以内	(1) 医療、保健又は福祉の関係者 (2) 地域団体又は公共的団体を代表する者 (3) 介護保険の被保険者たる市民 (4) 関係行政機関の職員	2年

知立市福祉の里ハツ田運営審議会	知立市福祉の里ハツ田の運営に関し必要な事項を調査審議すること。	15人以内	(1) 医療又は福祉の関係者 (2) 地域団体又は公共的団体を代表する者 (3) 市民	2年
知立市予防接種事故対策協議会	予防接種により生じた健康被害の原因の追求及び適正な措置に関する事項を調査審議すること。	5人以内	(1) 医療の関係者 (2) 関係行政機関の職員 (3) 市の職員	3年
知立市空家等対策協議会	(1) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第6条第1項の規定に基づく空家等対策計画に関し必要な事項を調査審議すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、空家等に関する対策の実施に関し必要な事項を調査審議すること。	10人以内	(1) 市長 (2) 弁護士 (3) 学識経験を有する者 (4) 地域団体を代表する者 (5) 関係行政機関の職員 (6) その他市長が必要と認める者	2年
知立市都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定委員会	(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項の規定に基づく都市計画マスタープランの策定に関し必要な事項を調査審議すること。 (2) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項の規定に基づく緑の基本計画の策定に関し必要な事項を調査審議すること。	13人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 都市計画又は福祉の関係者 (3) 地域団体又は公共的団体を代表する者 (4) 市民 (5) 市農業委員会の委員 (6) その他市長が必要と認める者	2年
知立市立地適正化計画策定委員会	都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項の規定に基づく立地適正化計画の策定に関し必要な事項を調査審議すること。	13人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 都市計画、都市交通又は福祉の関係者 (3) 地域団体又は公共的団体を代表する者 (4) 市民 (5) 市農業委員会の委員 (6) その他市長が必要と認める者	2年
知立市総合公共交通会議	(1) 地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を調査審議すること。 (2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第5条第1項の規定に基づく地域公共交通計画に関し必要な事項を調査審議すること。	20人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 都市交通又は福祉の関係者 (3) 地域団体又は公共的団体を代表する者 (4) 市民 (5) 関係行政機関の職員 (6) 市の職員 (7) その他市長が必要と認める者	2年
知立市都市再生整備計画事業評価委員会	都市再生整備計画事業の事後評価に関し必要な事項を調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 地域団体又は公共的団体を代表する者 (3) その他市長が必要と認める者	1年
知立市福祉体育館運営審議会	知立市西児童センター、知立市老人福祉センター、知立市身体障害者福祉センター及び知立市市民体育館の運営に関する重要事項を調査審議すること。	10人以内	(1) 福祉又は社会教育の関係者 (2) 地域団体を代表する者	2年

教育委員会	知立市いじめ問題対策委員会	(1) いじめの防止等のための対策に関する事項を調査審議すること。 (2) いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項の規定により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査をすること。	5人以内	(1) 弁護士 (2) 医師 (3) 学識経験を有する者 (4) 心理に関する専門的知識を有する者又は福祉の関係者	調査期間
	知立市スポーツ推進審議会	スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条に規定する重要事項を調査審議すること。	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 学校教育又は社会教育の関係者 (3) 地域団体を代表する者 (4) 市民	2年

3 知立市地域福祉計画策定委員名簿

機 関	団体名等	名 前
地域住民代表	一般公募委員	伊 藤 香 理
		楠 憲 子
福祉関係等 諸団体の代表	知立市社会福祉協議会	竹 本 有 基
	知立市区長会	柴 尾 忠 信
	知立市民生・児童委員連絡協議会	石 原 國 彦
	知立市身体障害者福祉協議会	磯貝美紀枝
	知立手をつなぐ育成会	○永 井 淳 子
	かとれあ福祉ネット	都 築 元 直
	知立市子ども会育成連絡協議会	新 海 芳 浩
	知立市老人クラブ連合会	岡 田 浩
学識経験者	大学名誉教授（名古屋大学・日本福祉大学）	◎蔭 山 英 順

◎：会長 ○：副会長

（順不同：敬称略）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs とは、2015 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 の目標とそれらを達成するための具体的な 169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

本計画は、「知立市民みんなで“つくりあげる” 地域福祉」の実現を通じて、この目標への貢献を目指しています。

第3次知立市地域福祉計画・地域福祉活動計画【2022年度～2026年度】

発行年月：2022年3月

発行：知立市・社会福祉法人 知立市社会福祉協議会

編集：知立市 福祉子ども部 福祉課

〒472-8666 愛知県知立市広見三丁目1番地 電話 0566-83-1111（代表）

社会福祉法人 知立市社会福祉協議会

〒472-0012 愛知県知立市八ツ田町泉43番地（知立市福祉の里八ツ田地内）

電話 0566-82-8833